

第3期

宇治田原町 子ども・子育て支援 事業計画



令和7年度～令和11年度

子どもはまちの未来
みんなで育む
うじたわらっふ



令和7年3月
宇治田原町

はじめに

本町では、令和2年3月に「第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、安心して子育てでき、子どもたちが健やかに成長できる環境の充実に努めてまいりました。

産前・産後の手厚いサポートをはじめ、多子世帯に対する保育料軽減、高校生通学費補助など、町独自の取組を通じて子育て中の家庭を支援しています。



その一方で、少子化や核家族化が進行し、共働き家庭の増加、スマートフォンをはじめとする情報通信機器・サービスの普及など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は日々変化し、抱えている課題は複雑化・複合化しています。

このような環境変化を踏まえつつ、この度、新計画「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）」を策定し、基本理念『子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子』の下、地域 みんなで子どもと子育て家庭を支え、ともに成長できるまちづくりをめざす取組をさらに進めることといたしました。

新計画では、こども基本法の成立・公布や児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正、こども大綱の公表をはじめ、子ども・子育て関連の国の法制度が大きく変化していることを踏まえつつ、切れ目のない支援の拠点となる「こども家庭センター」の設置のほか、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」への対応等、新たな取組みを盛り込んでおります。

子どもたちが健やかに成長し、自立していくためには、子どもの最善の利益を第一に考え、地域全体で子どもと子育て世帯に寄り添い、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。引き続き、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・事業所等と緊密な連携を図りつつ、この計画を進めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただいた、「宇治田原町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた保護者の皆様、計画に対するご意見をいただいた関係団体の皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

宇治田原町長 勝谷 聡 一

目次

第Ⅰ部 序論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 宇治田原町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 人口・世帯等	5
2. 女性の就業状況	9
3. 教育・保育の状況	10
4. 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
5. 放課後子ども教室の状況	15
6. アンケート調査結果から見た子どもを取り巻く状況	15
7. 関係団体ヒアリング	30
8. 第2期計画の進捗・達成状況	31
第Ⅱ部 宇治田原町子ども・子育て支援の基本的な考え方	36
第1章 子ども・子育てビジョン	36
1. 計画の基本理念とめざす将来像	36
2. 計画の基本的な視点	36
3. 計画の基本目標	37
4. 施策の体系	38
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	39
基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	39
1. 母子の健康づくり支援	39
2. 適切な情報の提供・相談体制の充実	40
基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり	42
1. 悩みや不安を抱える子どもへの支援	42
2. 障がいや医療的ケアなどにより特別なニーズをもつ子どもへの支援	44
3. 子どもの貧困対策の推進	45
基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	47
1. 生きる力を育む教育環境の充実	47
2. 子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実	48
3. 子どもの居場所づくり	49
基本目標4 全ての子育て家庭を支援する仕組みづくり	50
1. 多様な子育て支援サービスの充実	50

2. 仕事と子育ての両立支援	50
基本目標5 地域全体で子育てを支援するまちづくり	52
1. 安心・安全な生活環境の整備	52
2. 子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備	53
3. 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり	53
第Ⅲ部 子ども・子育て支援事業計画	55
第1章 子ども・子育て支援制度の概要	55
第2章 量の見込みと確保方策	57
1. 量の見込み等について	57
2. 教育・保育提供区域	57
3. 量の見込み等の推計の考え方	57
4. 推計児童人口	58
5. 教育・保育の量の見込みと確保方策	60
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	62
7. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	71
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	71
第3章 計画の推進体制	72
1. 計画の推進に向けて	72
2. 計画の評価・確認など	73
3. こども計画の策定	73
資料編	74
宇治田原町子ども・子育て会議設置条例	74
宇治田原町子ども・子育て会議 委員名簿	76
宇治田原町子ども・子育て会議の開催状況	77
宇治田原町子ども・子育て会議からの提言書	78
用語解説	80

第Ⅰ部 序論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本町は、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として、令和2年3月に「第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、“子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子”を基本理念として、子ども・子育てを地域 みんなで支え、ともに成長できるまちづくりとともに、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保に努めてきました。

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

そして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足しています。

そのほか、令和5年1月に異次元の少子化対策として「児童手当など経済的支援の強化」、「幼児教育・保育サービスの強化」、「産後ケアなどの支援拡充」、「働き方改革の推進」などが掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

このような状況の中、本町の第2期計画が令和6年度で終了することから、その進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を織り込みつつ、「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本町は、新しい計画に基づき、未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域 みんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざすとともに、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう、全ての子どもの成長を地域社会全体で支援していきます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

そして、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に努力義務として定められている「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含します。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村計画）

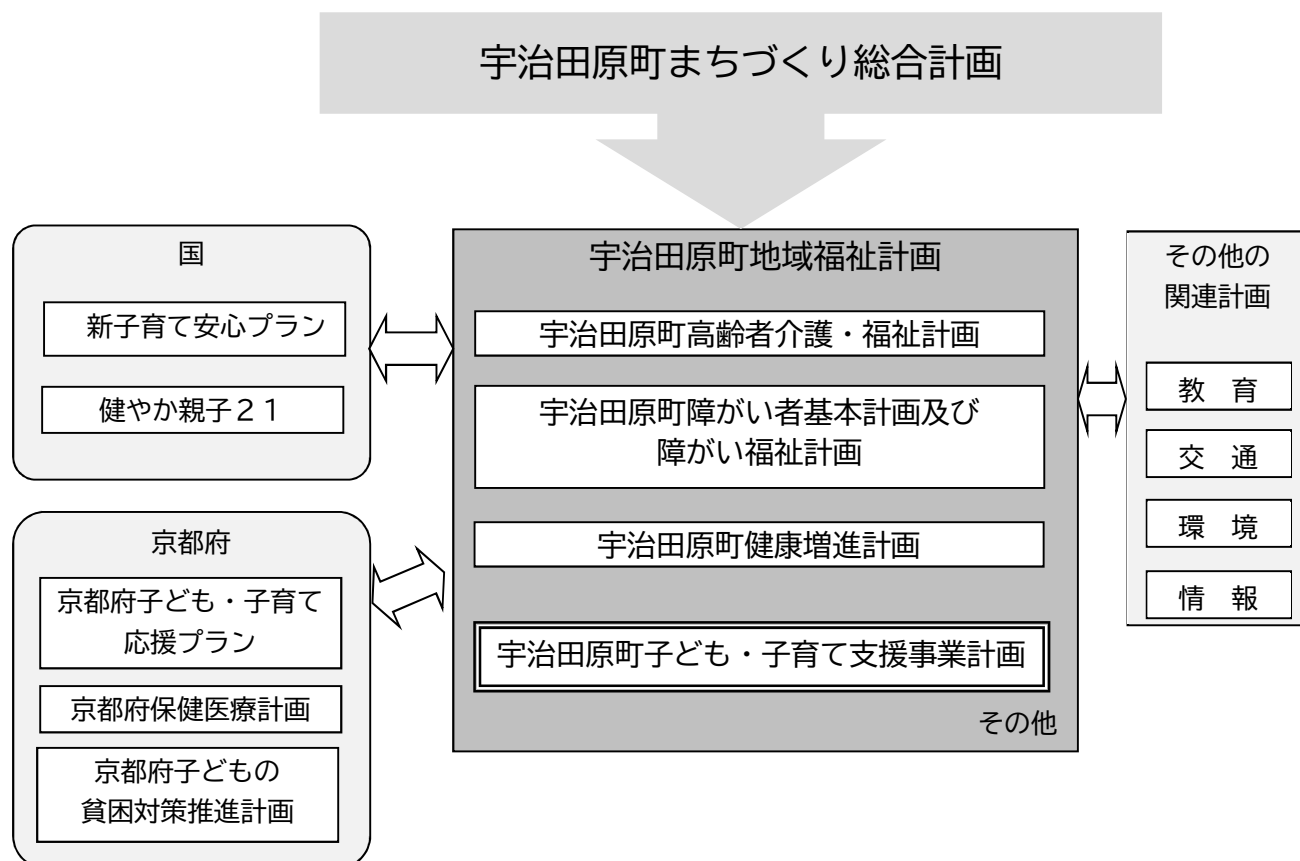
第十条第二項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 宇治田原町計画体系等における位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「宇治田原町まちづくり総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としております。

■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4. 計画の期間

本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画					
●中間 見直し					●改定		●改定			

5. 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 宇治田原町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、住民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「宇治田原町子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴うアンケート調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しました。

(3) 関係団体ヒアリング

アンケート調査では把握しきれない定性的な子ども・子育てニーズ等を把握するため、子育て関係団体を対象にヒアリング調査を行い、本計画の策定に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

住民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第2章 宇治田原町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

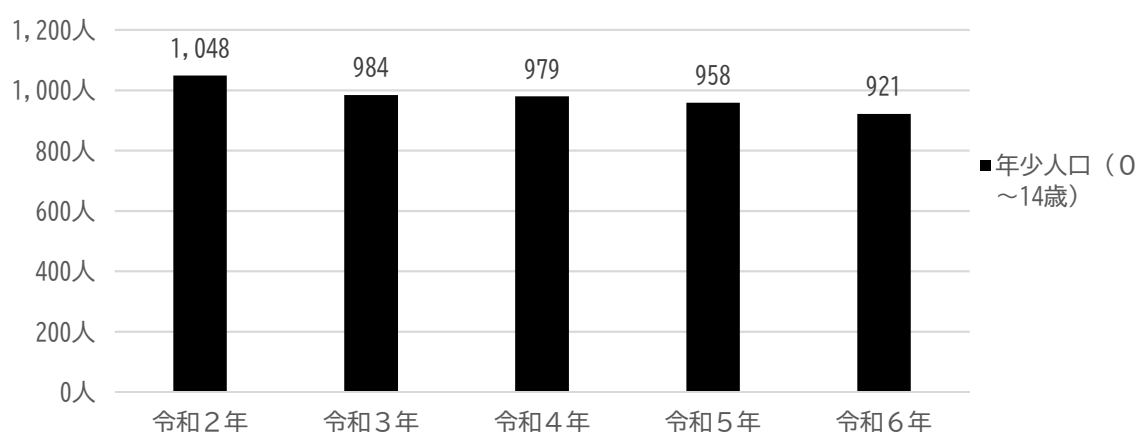
1. 人口・世帯等

～ 年少人口は1,000人を下回り、減少傾向 ～

(1) 年少人口の推移

年少人口（0～14歳）は、令和6年4月1日現在921人となっており、年々減少しており、令和2年の1,048人から令和3年には1,000人を下回り、4年間で127人減少しています。

■年少人口（0～14歳人口）の推移

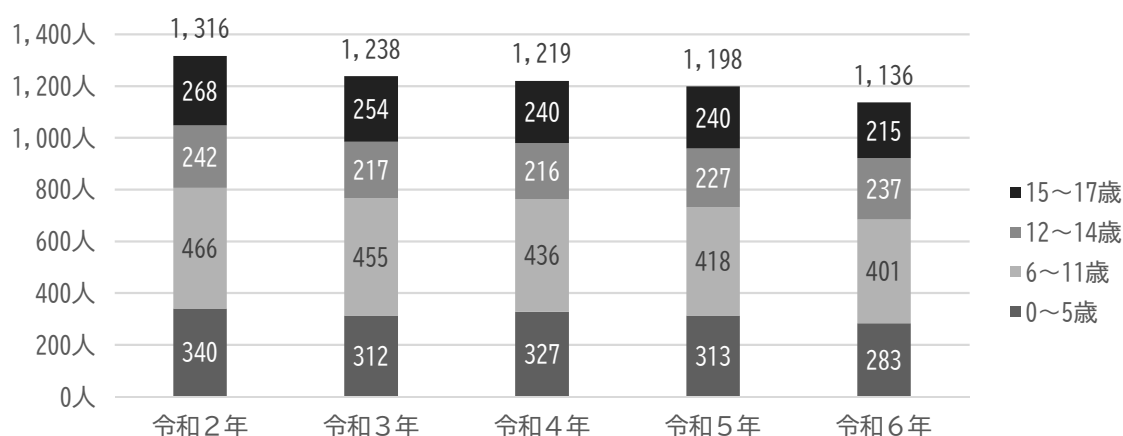


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

(2) 児童人口（18歳未満人口）の推移

児童人口（18歳未満人口）は、令和6年4月1日現在1,136人となっており、年々減少しており、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）の全ての年齢区分について、年によって増減はあるものの、概ね減少傾向です。

■年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

第Ⅰ部 序論

■各歳別人口等の推移

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	45	32	49	38	32
1歳	51	50	39	53	41
2歳	59	51	51	43	57
3歳	63	60	56	56	43
4歳	56	64	66	55	54
5歳	66	55	66	68	56
6歳	86	67	58	63	70
7歳	66	83	68	58	61
8歳	82	66	81	70	58
9歳	86	79	66	81	69
10歳	78	83	81	65	79
11歳	68	77	82	81	64
12歳	74	66	77	82	80
13歳	79	72	67	77	80
14歳	89	79	72	68	77
15歳	80	86	81	73	65
16歳	92	76	85	80	71
17歳	96	92	74	87	79
就学前	340	312	327	313	283
小学生	466	455	436	418	401
低学年	234	216	207	191	189
高学年	232	239	229	227	212
中学生	242	217	216	227	237
高校生	268	254	240	240	215
児童数合計	1,316	1,238	1,219	1,198	1,136

資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

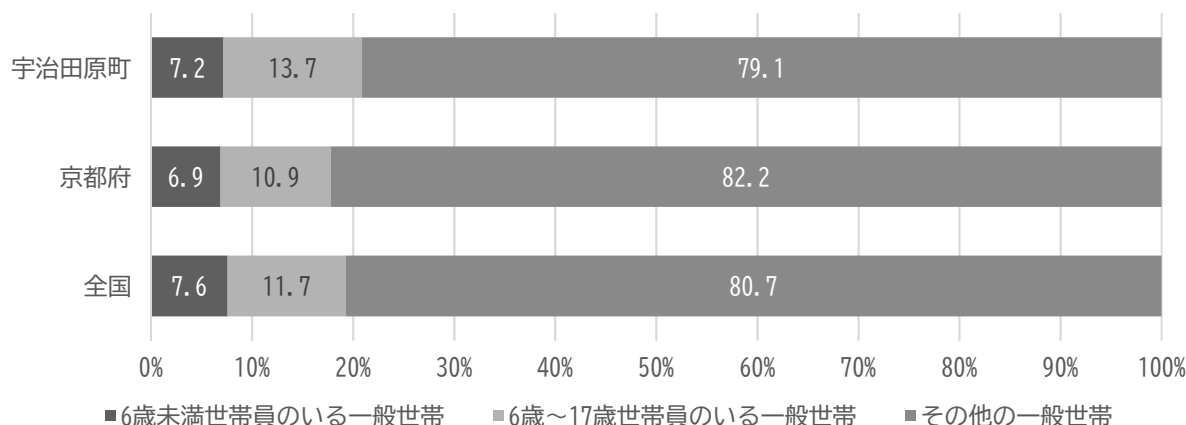
～ 子どものいる世帯の割合は京都府平均よりも高い ～

(3) 子どものいる世帯の構造

令和2年における子どものいる世帯の構造を見ると、6歳未満世帯員のいる一般世帯は7.2%、6～17歳世帯員のいる一般世帯は13.7%で、合わせると20.9%となっています。

6歳未満世帯員のいる一般世帯の割合は、京都府平均を上回るものの、全国平均を下回っており、6～17歳世帯員のいる一般世帯の割合は、京都府、全国を上回る水準となっています。

■子どものいる世帯等の構造の京都府・全国との比較

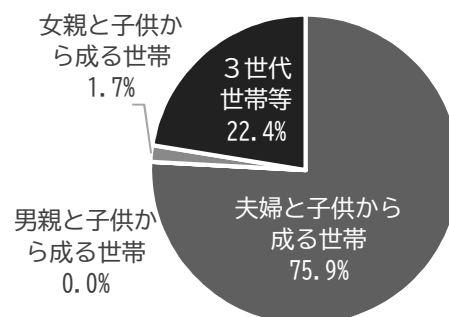


資料：令和2年国勢調査（10月1日時点）

6歳未満の子ども（328人）のいる世帯は245世帯であり、そのうち「夫婦と子供から成る世帯」が75.9%、「女親と子供から成る世帯」が1.7%となっており、この2つを合わせた核家族世帯が77.6%となっています。

■6歳未満世帯員のいる一般世帯における家族類型別の構成
（単位：世帯、人）

	世帯数	世帯人員	6歳未満人員
一般世帯	3,416	8,831	328
6歳未満がいる世帯	245	1,077	328
核家族	190	766	258
夫婦と子供から成る世帯	186	753	252
男親と子供から成る世帯	0	0	0
女親と子供から成る世帯	4	13	6
3世代世帯等	55	311	70



資料：令和2年国勢調査（10月1日時点）

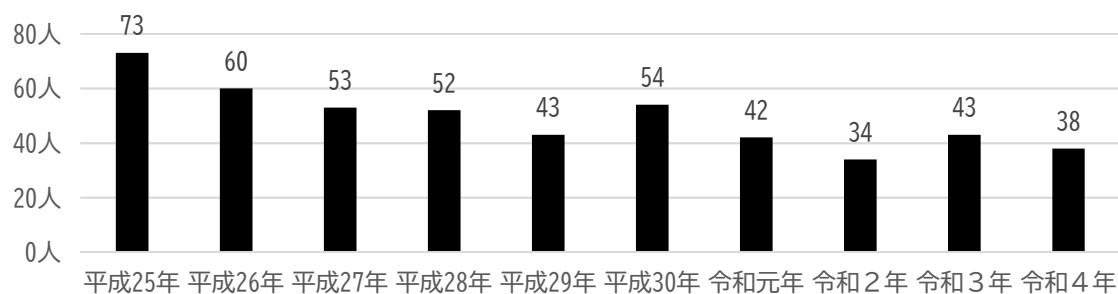
～ 近年の出生数は50人を下回り、出生率は低い水準 ～

(4) 出生の動向

出生数は、令和4年実績が38人となっており、年によって増減はあるものの、概ね減少傾向で推移しており、令和元年以降は50人を下回る数で推移しています。出生率（人口千対）も、概ね低下傾向で推移しており、京都府や全国を下回る水準となっています。

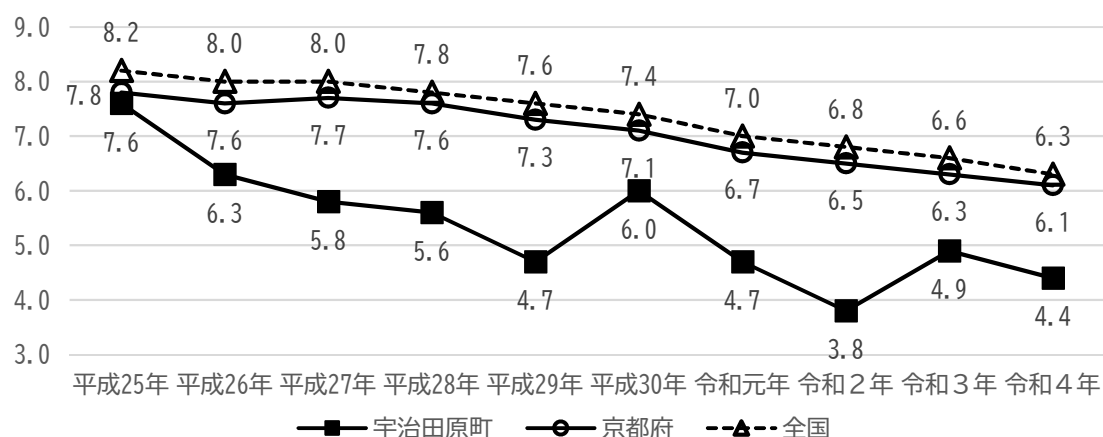
また、合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均で1.24となっており、京都府(1.25)と概ね同水準である一方、府内市町村の中では比較的低い水準となっています。

■出生数の推移



資料：京都府保健福祉統計 人口動態

■出生率（人口千対）の京都府・全国との比較



資料：京都府保健福祉統計 人口動態

■合計特殊出生率の京都府・府内市町村との比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（平成30年～令和4年）

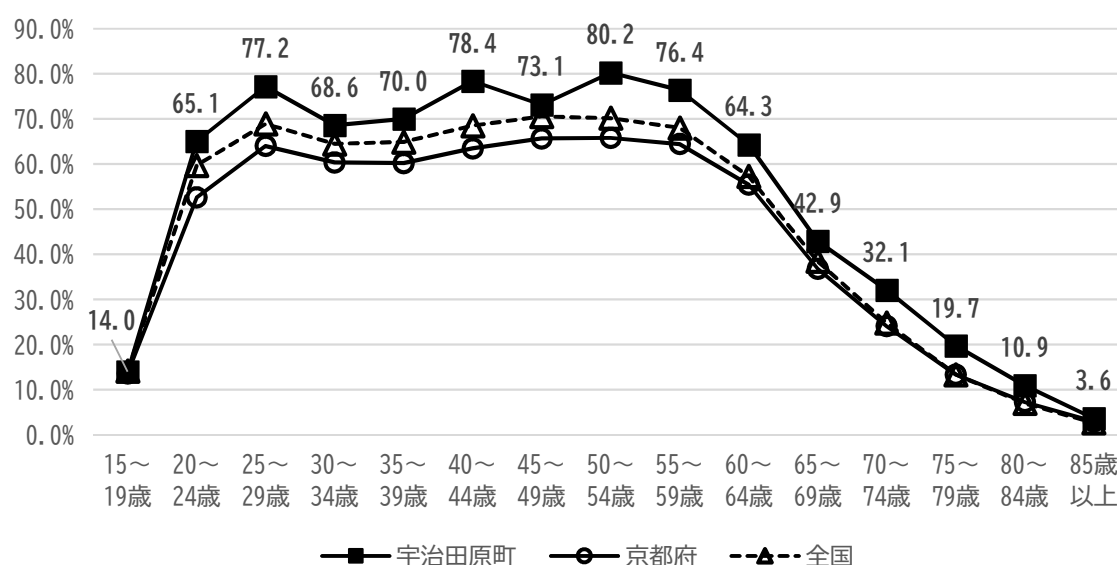
2. 女性の就業状況

～ 女性の就業率は高い一方、M字カーブの谷が深くなる傾向 ～

令和2年の女性の就業率は、ほとんどの年齢階級で京都府や全国を上回る水準です。

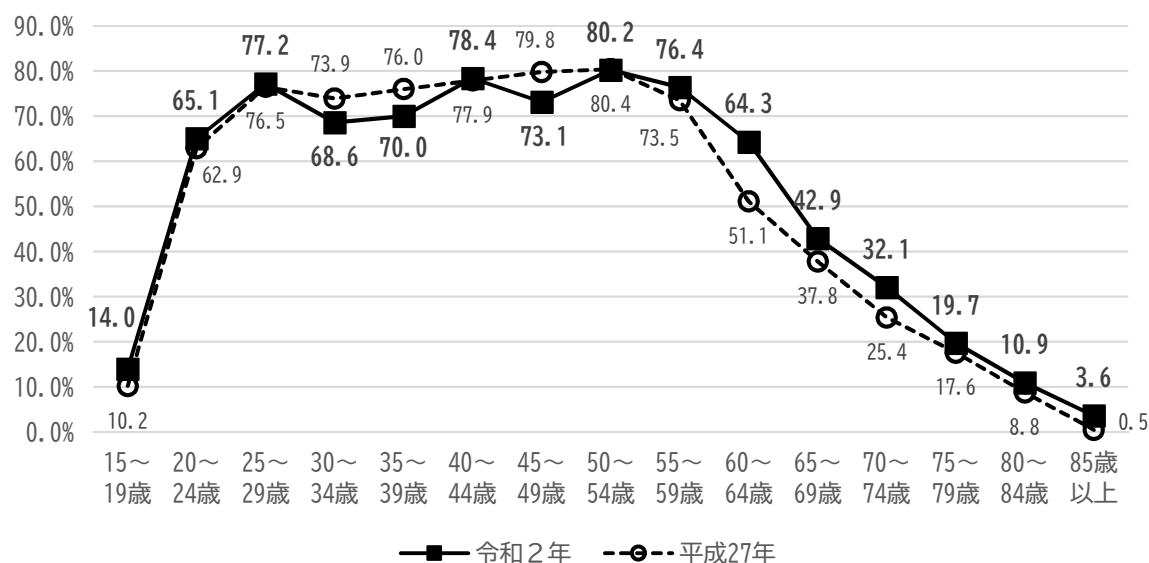
また、平成27年と比較すると、女性が30歳代で就業率が低下するM字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだすことを表したグラフの曲線）の谷の部分が高くなっており、全国の傾向（カーブが浅くなり、グラフの形が台形に近づく傾向）とは異なるものとなっています。

■女性の年齢階級別就業率の京都府・全国との比較



資料：令和2年国勢調査（10月1日時点）

■女性の年齢階級別就業率の経年比較



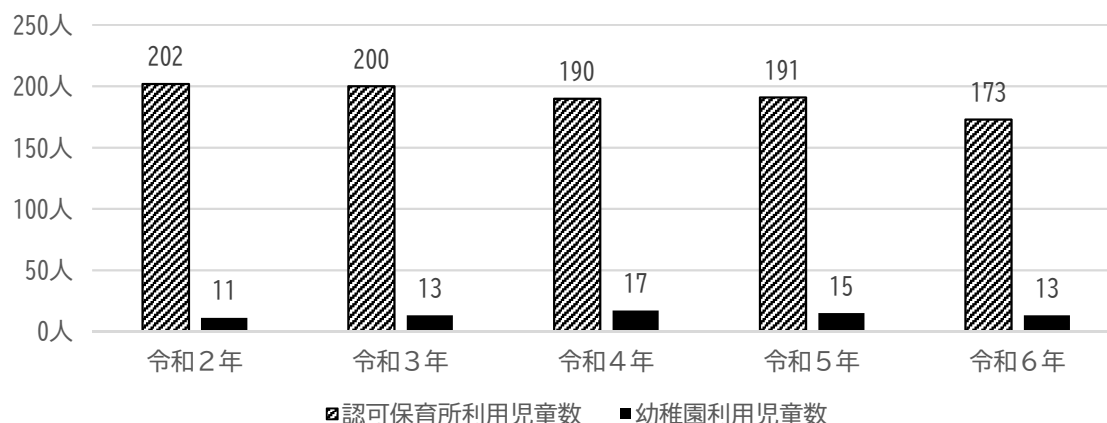
資料：令和2年国勢調査（10月1日時点）

3. 教育・保育の状況

(1) 就学前の教育・保育施設等の状況

町内には、町立保育所1か所、私立幼稚園1か所、計2か所の就学前の教育・保育施設があります。令和6年現在の町民の利用児童数（町外の施設の利用分を含む）は、保育所が173人、幼稚園が13人となっています。保育所の利用児童数は概ね減少傾向で、幼稚園の利用児童数は10人台で推移しています。

■保育所・幼稚園等利用児童数の推移



		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所 利用児童数	0歳	10	2	4	7	1
	1歳	25	33	20	26	21
	2歳	36	37	38	29	33
	3歳	43	38	43	43	30
	4歳以上	88	90	85	86	88
	計	202	200	190	191	173
幼稚園利用 児童数	0歳	0	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0	1
	3歳	18	17	9	9	12
	4歳以上	30	27	34	32	18
	計	48	44	43	41	31
家庭的保育 事業利用児 童数※	0歳					0
	1歳					0
	2歳					0
	3歳					0
	4歳以上					0

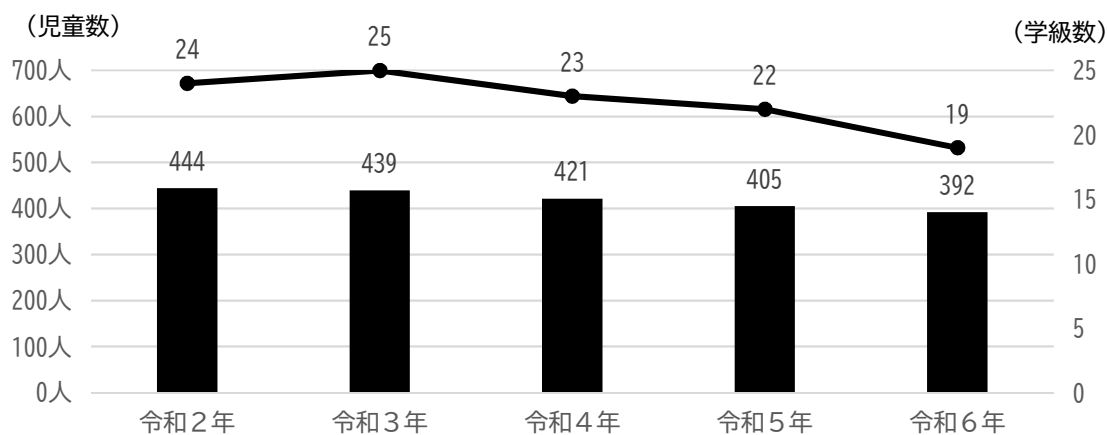
資料：子育て支援課資料（保育所は4月1日時点、幼稚園は5月1日時点）

※家庭的保育事業は、令和6年3月25日に事業開始

(2) 小学校・中学校の状況

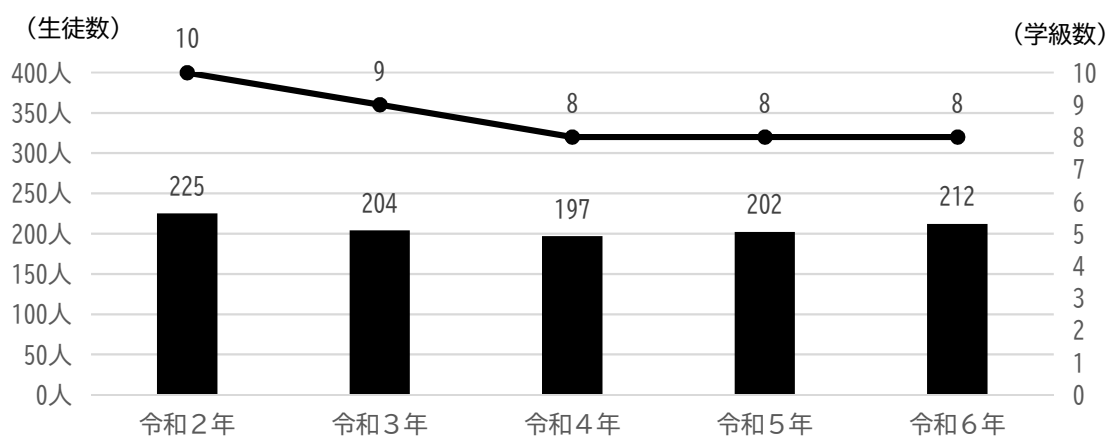
令和6年5月1日現在、小学校の児童数は392人、中学校の生徒数は212人となっており、いずれも概ね減少傾向で推移しています。学級数は、令和6年現在小学校が19学級、中学校が8学級となっています。

■小学校の児童数等の推移



資料：学校教育課（学校基本調査）

■中学校の生徒数等の推移



資料：学校教育課（学校基本調査）

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

本町において実施している地域子ども・子育て支援事業は、次の一覧のとおりです。

■本町で実施中の地域子ども・子育て支援事業

事業名	概要
利用者支援事業	子ども・子育てに係る幅広い情報収集や提供を行い、教育・保育施設等の利用にあたっての助言・利用支援を行っています。 また、本町では「基本型」として、地域子育て支援センター事業と連携し、関係機関との連携・調整や地域の子育て資源の育成など、一体的に運営し、子育て家庭支援の機能強化を図っています。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。 地域の身近なところで気軽に交流や相談ができる場所として親子の孤立を防止する役割を担っています。
妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成しています。 ○母子手帳交付時に、14回分の妊婦検査受診券綴りを交付 ○委託医療機関以外での受診の場合は、検査費用の一部を助成
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師や助産師が訪問し、子育て支援に関する専門的な相談・アドバイスをを行い、情報提供や養育環境などの把握を行っています。 ハイリスクな家庭については、医療機関と情報共有し、妊娠から出産子育て期にわたり、連携した支援を行います。
養育支援訪問事業	保護者の育児ストレスや未熟児・多胎児などを養育している家庭など、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。 ハイリスクな世帯については、医療機関と町が情報共有し、妊娠から出産子育て期にわたり連携して支援を行っています。不安の高い妊婦に対しては、助産師による訪問を行い、出産・育児に対する不安解消に努め、出産後の継続的な支援も実施しています。
子育て短期支援事業	保護者が疾病その他の理由により、家庭において養育を行うことが一時的に困難になった場合に、児童を預かる事業です。 実施施設は、町外の施設（精華町「京都大和の家」）です。

事業名	概要
ファミリー・サポート・センター事業	育児を手伝いたい方（まかせてたい）と、手助けをしてほしい方（おねがいたい）の相互支援を行い、子育てのサポートを行っています。
一時預かり事業	保育所において、保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消のため、一時的に保育が必要となる生後 90 日から就学前までの児童を預かっています。
延長保育事業	保育所入所中で延長保育が必要な児童を、朝夕の延長保育時間中に保育しています。
病児・病後児保育事業	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合において、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行っています。 体調不良型は、保育所内の専用スペースで看護師を配置し、平成 28 年 10 月から実施しており、病児・病後児対応型は、宇治市との広域連携により、宇治徳洲会病院にて実施しています。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び場や生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所、幼稚園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加費等について、各施設に実費で支払った費用の一部を補助金として交付する事業です。 ※ 本町では、生活保護受給世帯等の負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化がスタートした令和元年 10 月から給食費支払額のうち、副食費支払分の費用を助成しています。

第Ⅰ部 序論

■地域子ども・子育て支援事業の実施状況の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	実施か所数（か所）	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	年間延利用者数（人回）	2,083	2,010	3,569	3,869
妊婦健康診査事業	妊娠届出数（人）	44	45	34	50
	年間延利用回数（人回）	510	544	428	465
乳児家庭全戸訪問事業	年間訪問乳児数（人）	32	45	45	32
養育支援訪問事業	年間訪問児童数（人）	7	1	5	1
子育て短期支援事業	年間延利用者数（人日）	0	0	0	2
ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用者数（人日） ※就学児童の利用分のみ	9	1	1	8
一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	628	374	579	653
	①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）	80	40	99	118
	主に保育の必要性がない世帯（1号認定）による不定期の利用	0	0	0	0
	主に保育の必要性がある世帯（2号認定）による定期の利用	80	40	99	118
	②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）	548	334	480	535
	一時預かり事業（保育所等）	548	324	449	512
	ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	0	10	31	23
延長保育事業	年間実利用者数（人）	46	58	52	58
病児・病後児保育事業	年間延利用者数（人日）	206	392	308	505
	就学前児童	206	392	308	505
放課後児童健全育成事業（学童保育）	登録児童数（人）※4月1日時点	142	142	129	139
	1年生	45	38	30	33
	2年生	20	44	35	35
	3年生	35	16	36	31
	4年生	21	22	13	34
	5年生	16	13	9	6
	6年生	5	9	6	0
実費徴収に係る補足給付を行う事業	年間実利用者数（人）	5	3	4	5
	副食材料費	5	3	4	5

資料：各担当課資料

5. 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室（まなび茶ろん）は、放課後の子どもの安心・安全な居場所として各小学校内で定期的に開設しています。

令和2・3年度は新型コロナウイルスの影響により、事業が実施できておりませんが、令和4年度については、年度途中から事業を実施しており、令和5年度での利用者数は58人となっております。

■放課後子ども教室の利用者数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室	利用者数（人）	-	-	21	58
	1年生	-	-	4	19
	2年生	-	-	4	9
	3年生	-	-	6	15
	4年生	-	-	4	8
	5年生	-	-	1	6
	6年生	-	-	2	1

資料：社会教育課

※「まなび茶ろん」は、実施校ごとに定員を設定しています。令和4年度は、令和5年度の事業再開に向けてのプレ事業として実施しました。

6. アンケート調査結果から見た子どもを取り巻く状況

（1）調査の目的及び対象等

本調査は、就学前及び小学生のいる全ての家庭にアンケート調査を実施し、住民の子育て支援に関する生活実態や、希望・意見等を把握し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために実施しました。

■調査の対象等

対象	配布数	調査期間	実施方法
就学前児童の保護者	251 票	令和6年3月1日～3月18日	郵送による 配布・回収
小学生の保護者	317 票		

■調査の回収結果

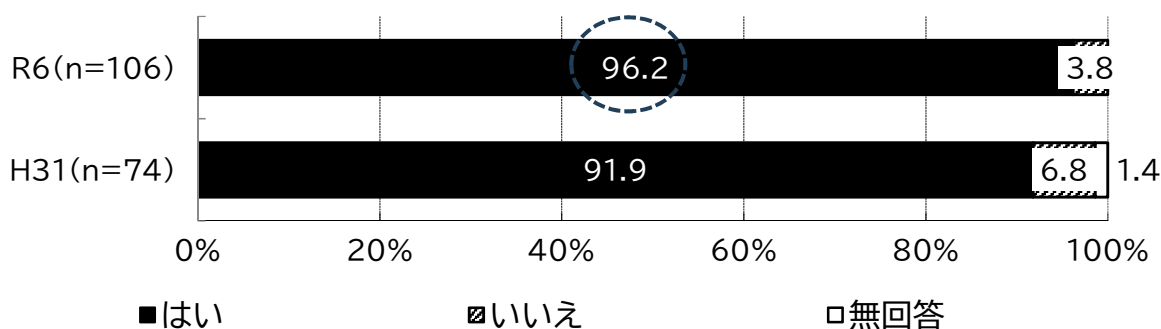
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	251 票	106 票	42.2%
小学生の保護者	317 票	119 票	37.5%

(2) 調査結果の主なポイントと課題

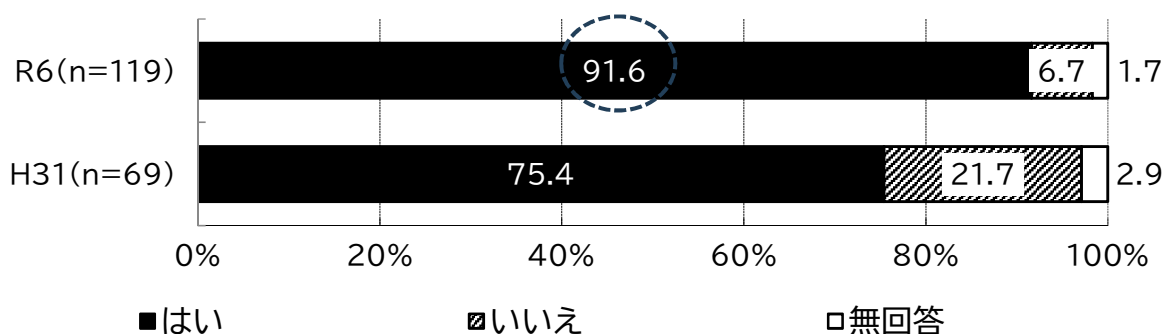
課題1 気軽に相談できる相談支援体制の強化

- お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無については、就学前、小学生ともに、前回調査（H31）と比べて「はい（いる・ある）」の割合が上昇（就学前 91.9%→96.2%、小学生 75.4%→91.6%）しており、今後もより一層気軽に相談してもらえる環境や体制づくりを進める必要があります。

▼気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無〈就学前〉



▼気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無〈小学生〉



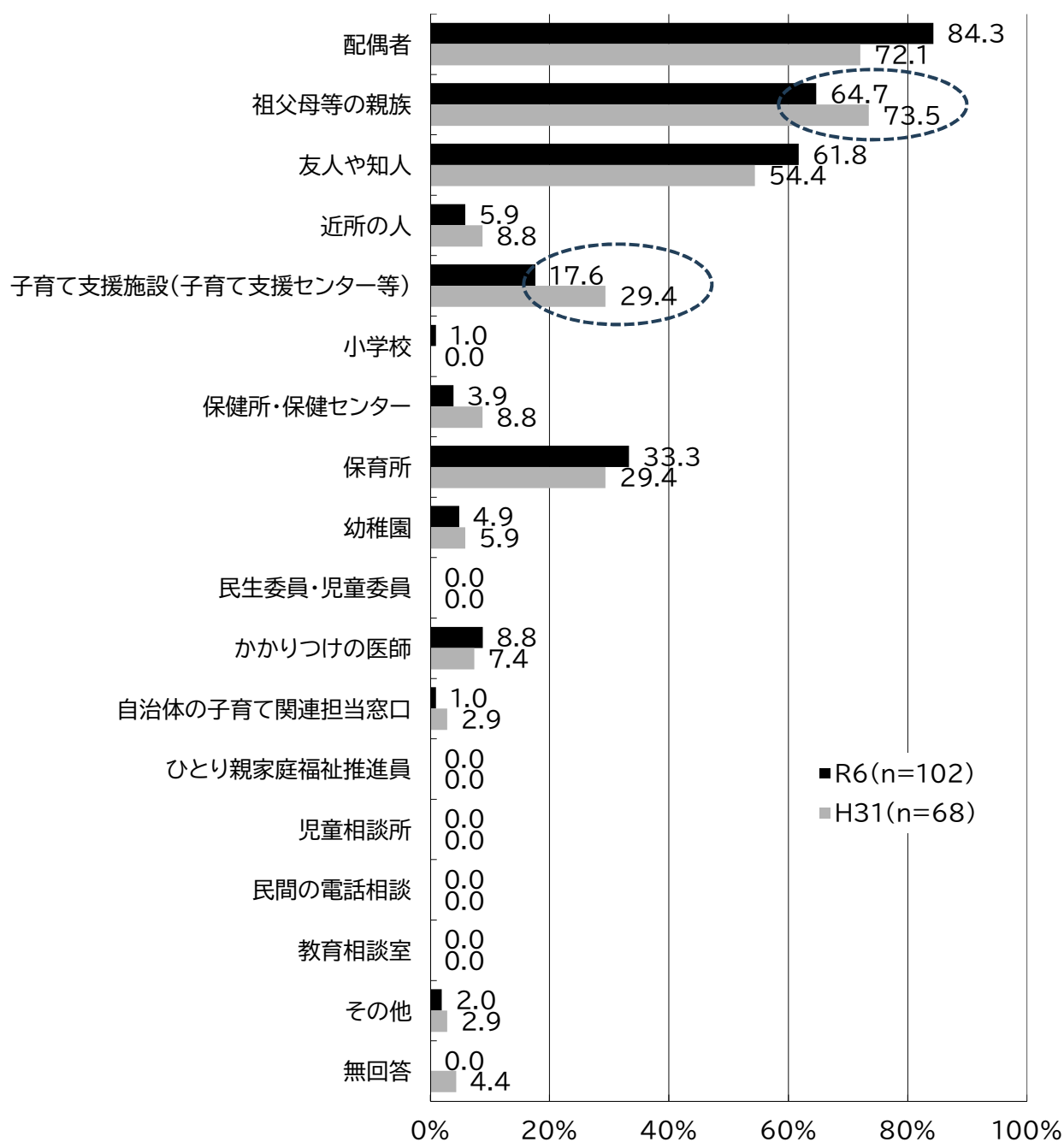
- お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無については、子育て中の現在の気持ちについて“どちらともいえない”や“不安または負担を感じる”という場合は、「いいえ（いない・ない）」が比較的高くなっています。

▼気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無〈小学生〉

		回答者数 (n=)	はい	いいえ	無回答
学年3区分	全体	119	91.6%	6.7%	1.7%
	低学年	45	88.9%	11.1%	0.0%
	中学年	34	97.1%	2.9%	0.0%
	高学年	36	88.8%	5.6%	5.6%
子育て中の現在の気持ち	とても楽しい・楽しい	80	97.5%	2.5%	0.0%
	不安または負担を感じる	30	86.7%	13.3%	0.0%
	どちらともいえない	5	60.0%	40.0%	0.0%
発達の課題や育てづらさの有無	ある	30	93.3%	6.7%	0.0%
	ない	86	93.0%	7.0%	0.0%

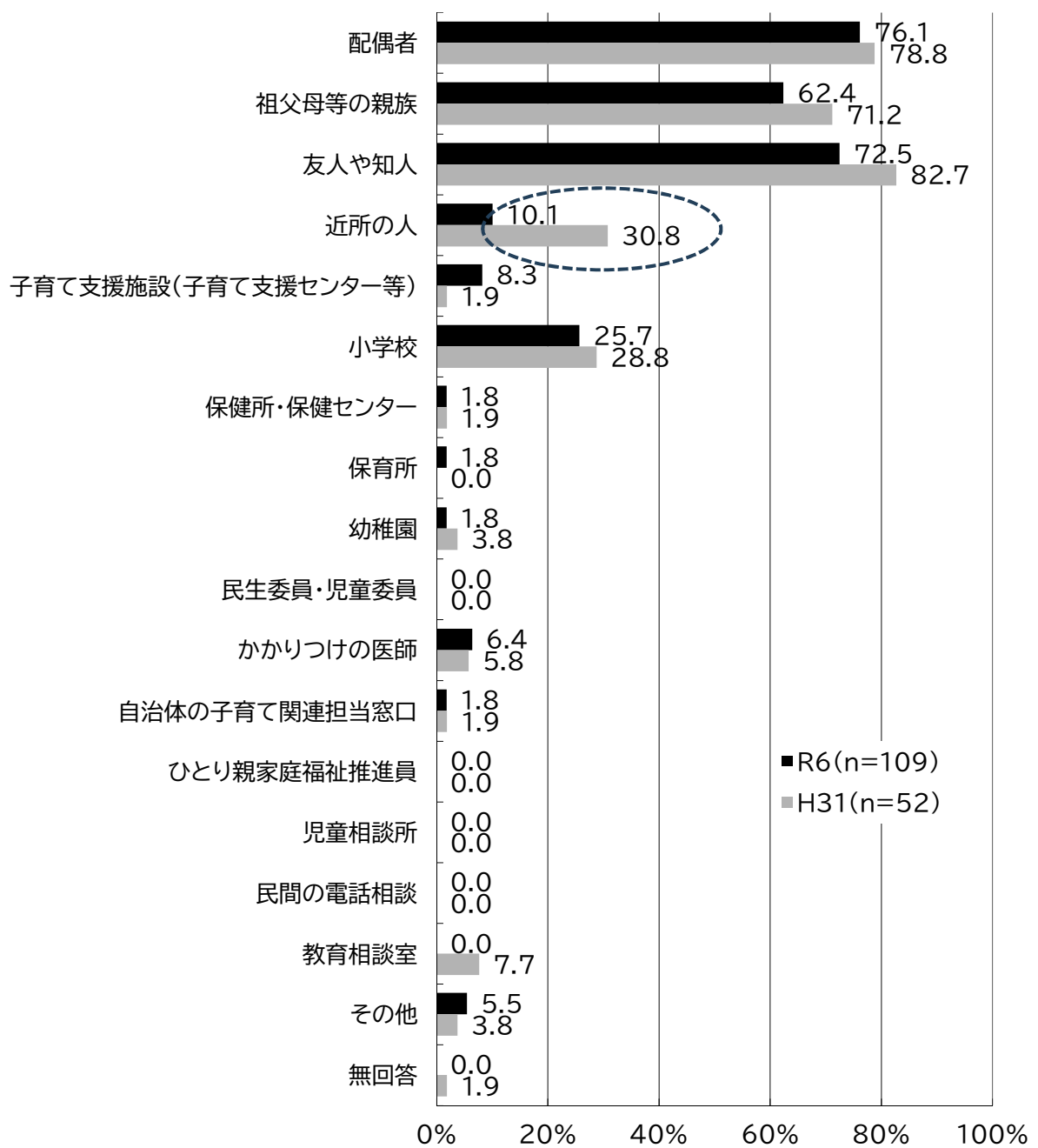
- お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる人、または場所については、就学前では、前回調査（H31）と比べて「配偶者」の割合が上昇（72.1%→84.3%）し、「祖父母等の親族」（73.5%→64.7%）や「子育て支援施設（子育て支援センター等）」（29.4%→17.6%）が低下しています。小学生では、前回調査（H31）と比べて「祖父母等の親族」（71.2%→62.4%）や「友人や知人」（82.7%→72.5%）、「近所の人」（30.8%→10.1%）の割合が低下しており、核家族化やコロナ禍の影響などがうかがえます。

▼気軽に相談できる人、または場所〈就学前〉



第Ⅰ部 序論

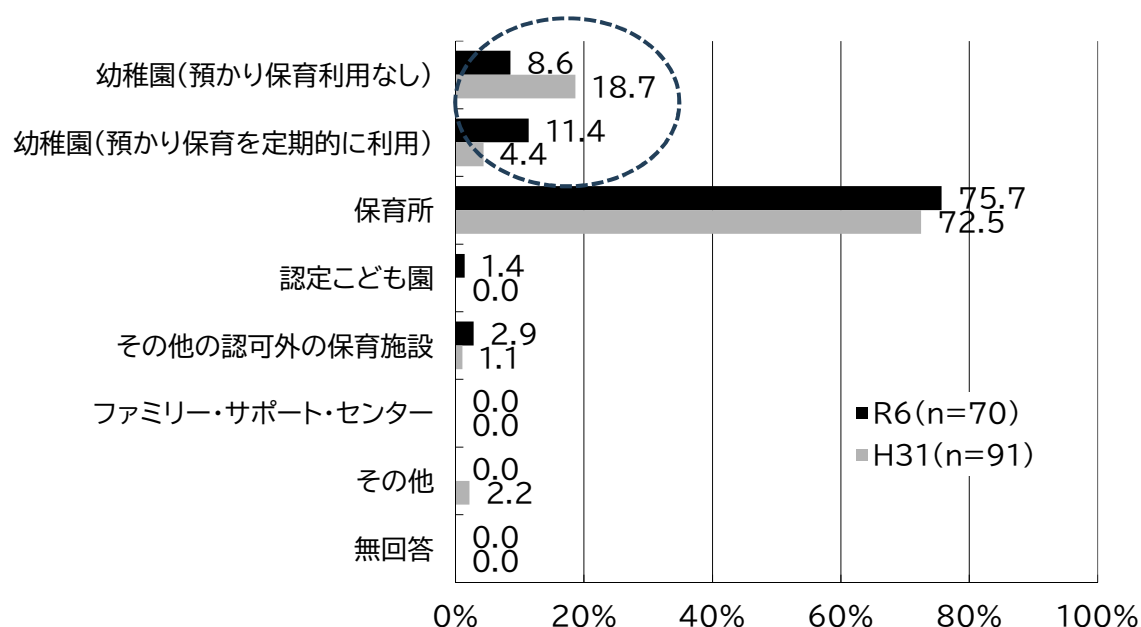
▼気軽に相談できる人、または場所〈小学生〉



課題2 保護者の就労状況の変化等を踏まえた教育・保育、子育て支援サービスの充実

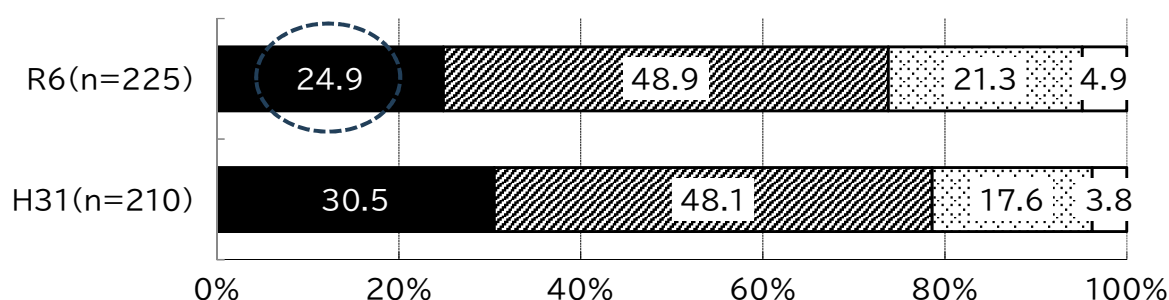
- 平日、定期的に利用している教育・保育サービスについては、前回調査（H31）と比べて「幼稚園（預かり保育利用なし）」の割合が低下（18.7%→8.6%）し、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が上昇（4.4%→11.4%）しており、幼稚園利用者における就労状況の変化がうかがえます。

▼平日、定期的に利用している教育・保育サービス〈就学前〉



- 日頃お子さんをみてもらえる親族については、就学前と小学生の合算では、前回調査（H31）と比べて「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が低下（30.5%→24.9%）しています。

▼日頃お子さんをみてもらえる親族〈就学前・小学生の合算〉



■ 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

▣ 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

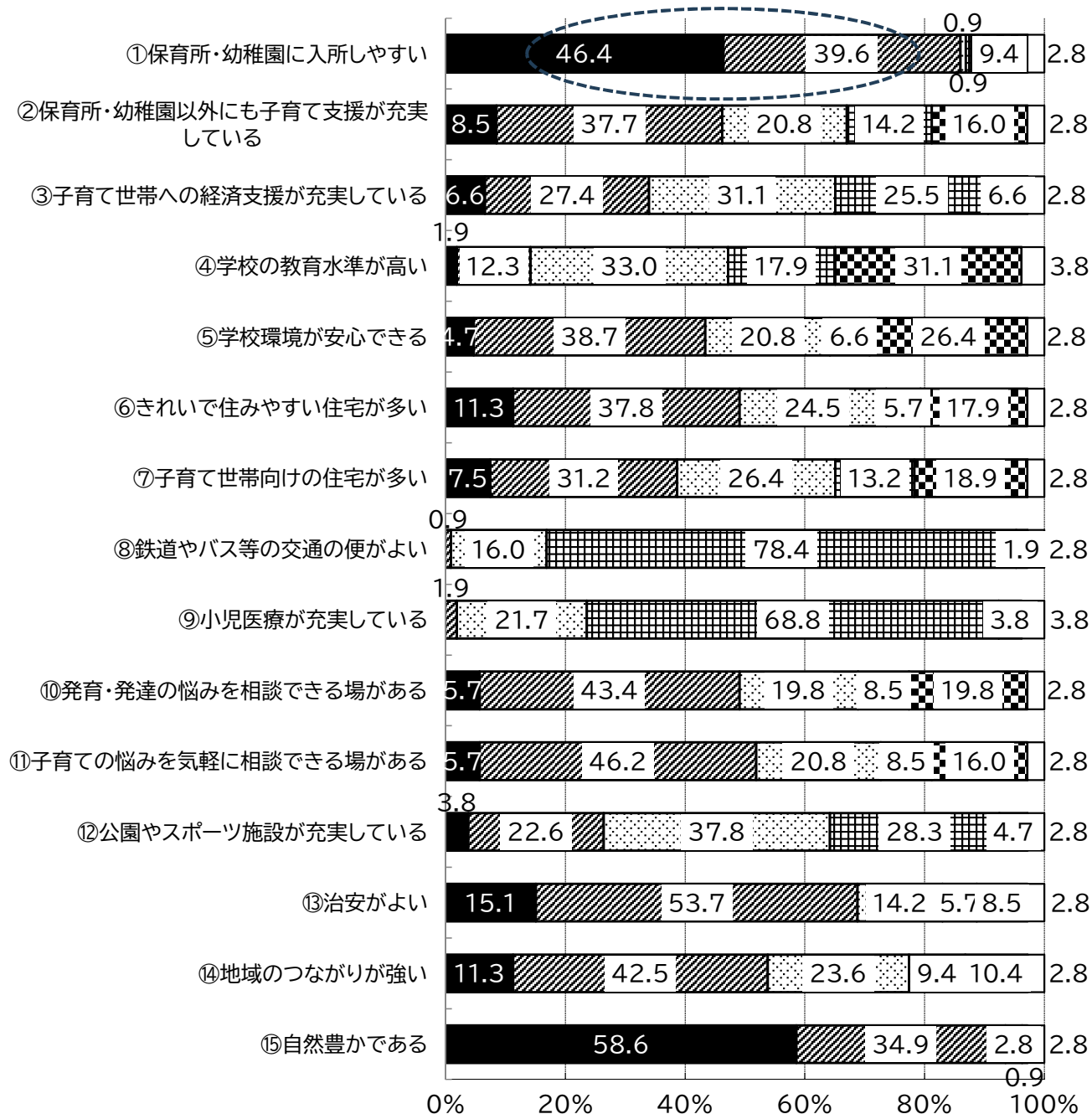
□ いない

□ 無回答

第Ⅰ部 序論

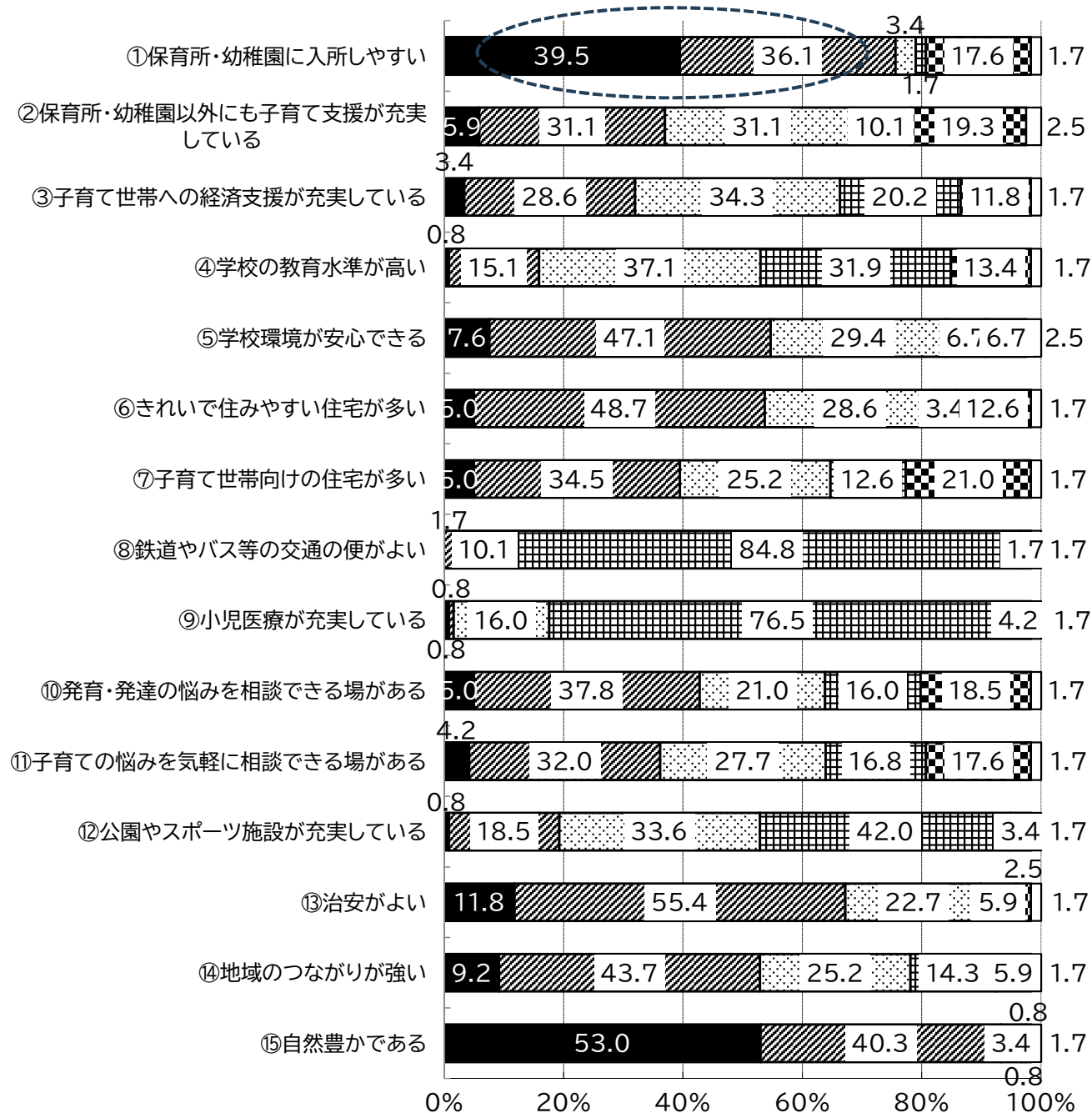
- 町の子育ての環境や支援については、就学前、小学生ともに、“自然豊かである”、“保育所・幼稚園に入所しやすい”、“治安がよい”の3項目について「とてもそう思う」と「そう思う」という人が比較的多い結果となっています。本町で子育てをしたいと多くの人に思ってもらえるよう、評価の高い子育ての環境等についてのPRが必要です。

▼町の子育ての環境や支援について〈就学前〉



■とてもそう思う ■そう思う □あまりそう思わない ■そう思わない ■わからない □無回答

▼町の子育ての環境や支援について〈小学生〉

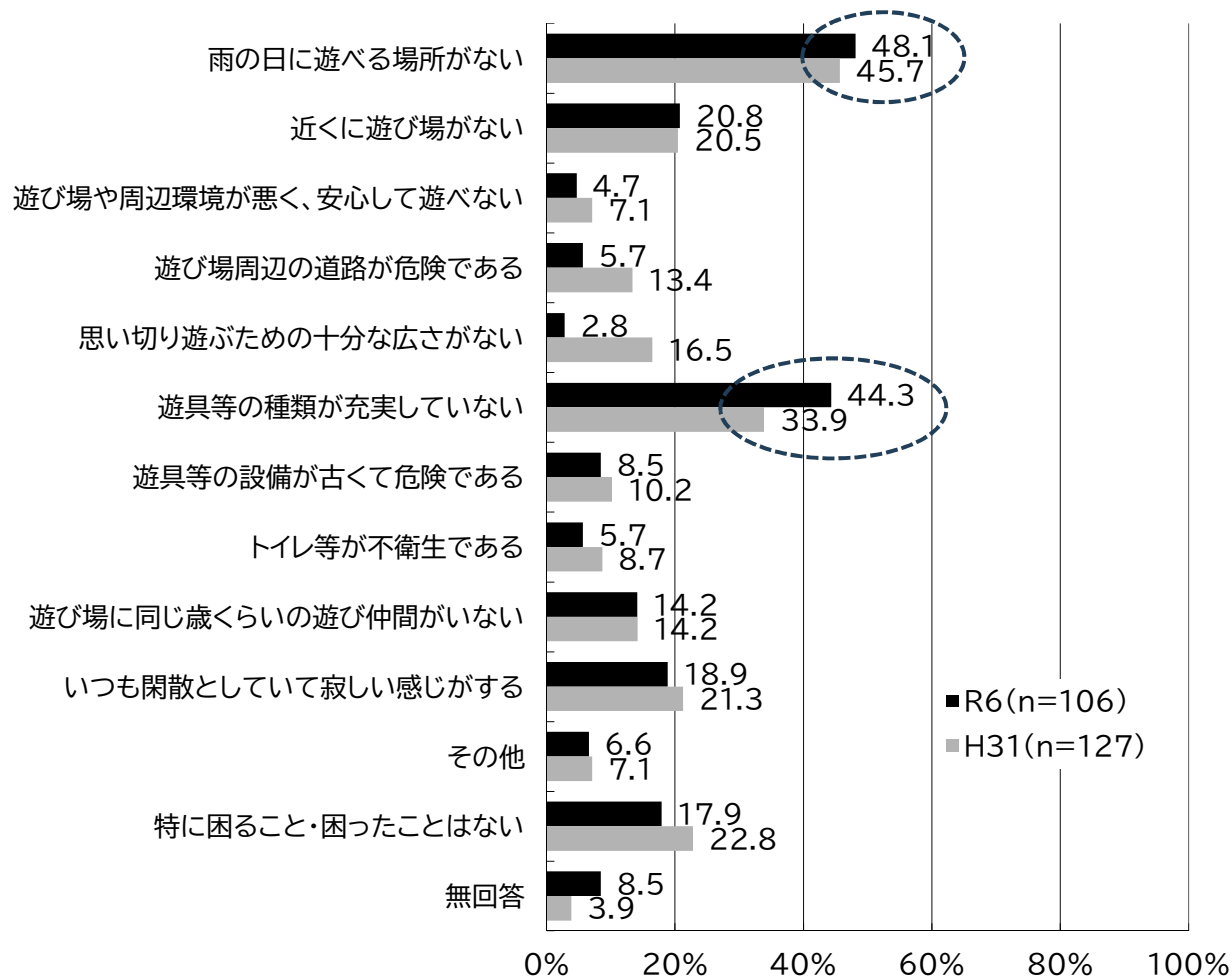


■とてもそう思う ■そう思う □あまりそう思わない ▨そう思わない ▩わからない □無回答

課題3 子どもたちの安全で安心な居場所づくり

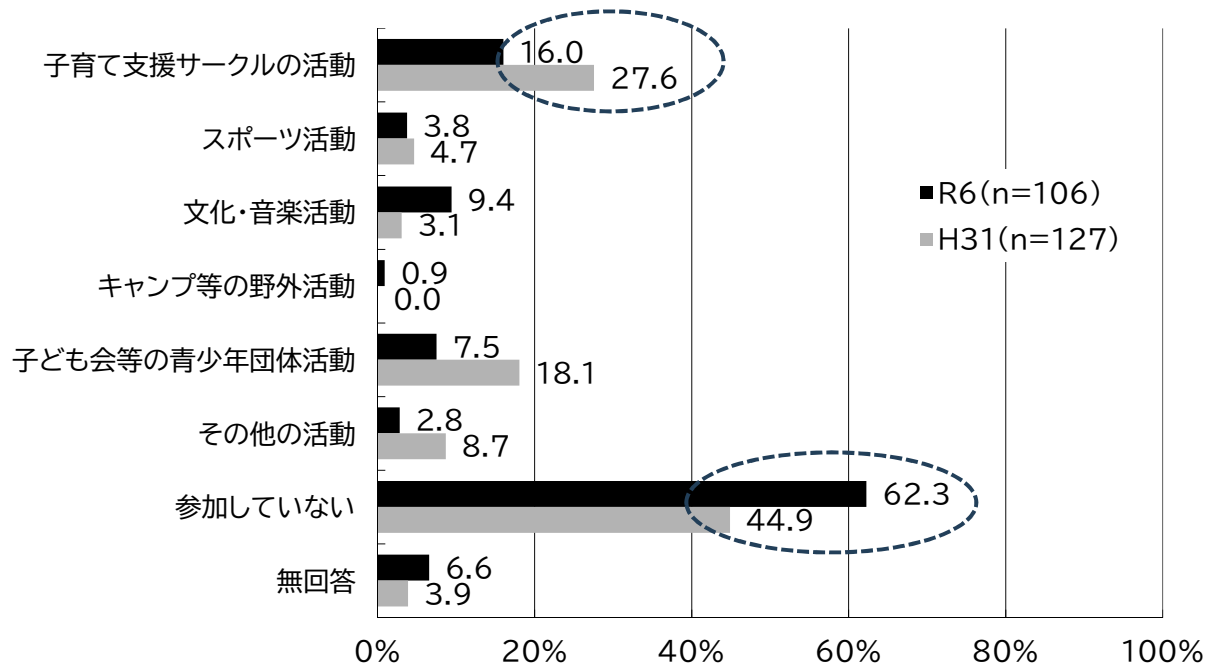
- 遊び場で困ること・困ったことについては、就学前、小学生ともに、「雨の日に遊べる場所がない」が最も高く、就学前では前回調査（H31）と比べて「遊具等の種類が充実していない」の割合が上昇（33.9%→44.3%）しています。

▼遊び場で困ること・困ったこと〈就学前〉



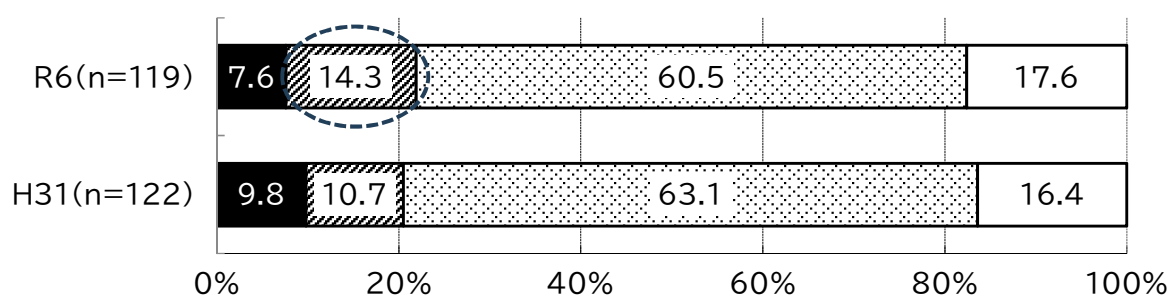
- お子さんの地域の催しへの参加状況については、就学前では、前回調査（H31）と比べて「子育て支援サークルの活動」（27.6%→16.0%）や「子ども会等の青少年団体活動」（18.1%→7.5%）の割合が低下し、「参加していない」が上昇（44.9%→62.3%）しており、コロナ禍が明けた現在も、地域の活動への参加がコロナ禍前の状況には戻っていない現状がうかがえます。

▼お子さんの地域の催しへの参加状況〈就学前〉



- 今後の放課後児童クラブの利用希望については、平日の利用について、前回調査（H31）と比べて「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合が上昇（10.7%→14.3%）しています。

▼今後の放課後児童クラブの利用希望〈小学生〉



■低学年(1～3年生)の間は利用したい
□利用する必要はない

▨高学年(4～6年生)になっても利用したい
□無回答

第Ⅰ部 序論

- 教育・保育サービス環境の充実等、子育ての環境や支援に関する意見については、就学前、小学生のいずれでも、「子どもの遊び場や公園の整備の希望」に関する意見が最も多く、就学前では次いで、「教育や学習環境の質向上」や「子育て支援施設の利便性向上」に関する意見などが続いています。

▼子育ての環境や支援に関する意見 上位5つ〈就学前〉

子どもの遊び場や公園の整備の希望	8件
教育や学習環境の質向上	7件
子育て支援施設の利便性向上	6件
医療機関の充実や設置要望	6件
子育てに関する経済的支援	6件

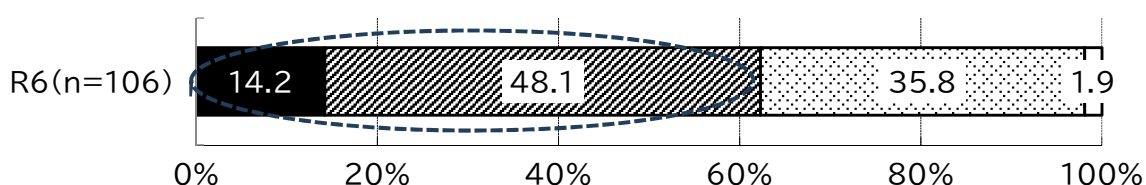
▼子育ての環境や支援に関する意見 上位5つ〈小学生〉

子どもの遊び場や公園の整備の希望	10件
教育や学習環境の質向上	9件
医療機関の充実や設置要望	9件
情報提供やサービスについての提案	8件
バスの定期代の補助希望	7件
高校生の経済的負担についての懸念	7件

課題4 発達や教育に関する支援を必要としたり、困難を抱える子どもや家庭の支援の充実

- 町には、療育・発達支援の充実を図るための発達相談や療育教室があることについては、就学前の保護者における認知度は62.3%となっています。

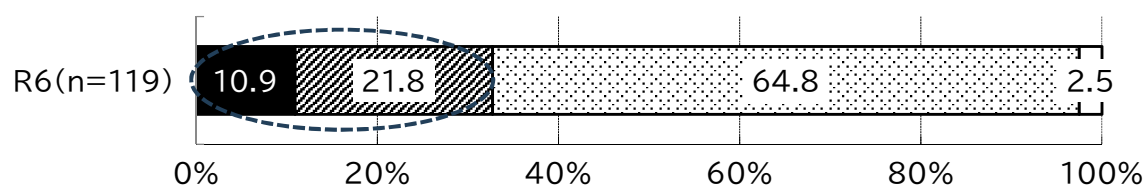
▼発達相談や療育教室があること〈就学前〉



■利用したことがある ▨知っているが、利用したことはない □知らない □無回答

- 町には、子ども一人ひとりの能力にあわせた、専門的な教育やサポートがあることについては、小学生の保護者における認知度は32.7%となっています。

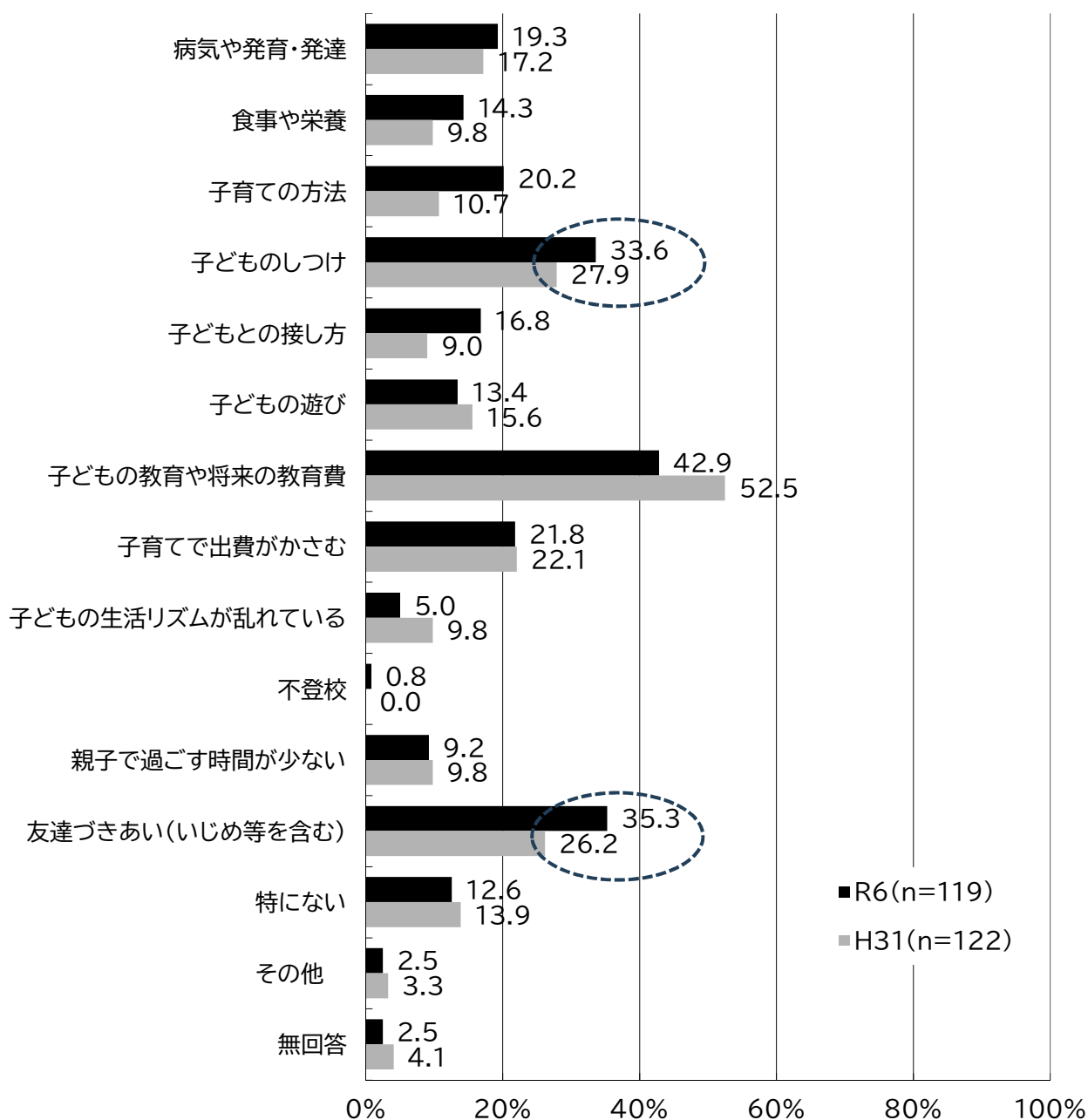
▼専門的な教育やサポートがあること〈小学生〉



■利用したことがある ▨知っているが、利用したことはない □知らない □無回答

- お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることにについては、小学生では、前回調査(H31)と比べて「子どもの教育や将来の教育費」の割合が低下(52.5%→42.9%)し、子育ての方法(10.7%→20.2%)や「友達づきあい(いじめ等を含む)」(26.2%→35.3%)、「子どものしつけ」(27.9%→33.6%)などの割合が上昇しています。

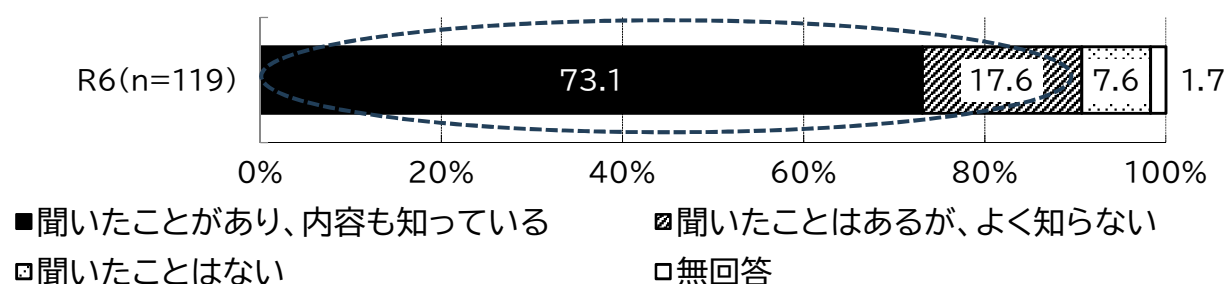
▼お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じること〈小学生〉



第Ⅰ部 序論

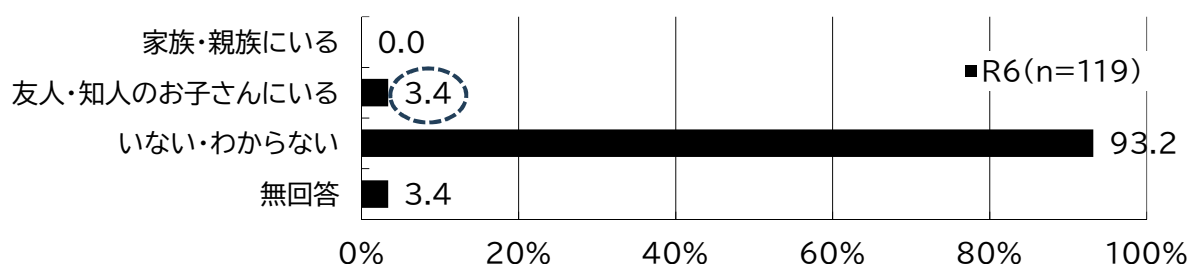
- 「ヤングケアラー」という言葉については、小学生の保護者における認知度は90.7%となっています。

▼「ヤングケアラー」という言葉について〈小学生〉



- ヤングケアラーと思われるお子さんの有無については、「友人・知人のお子さんにいる」が小学生の保護者全体では3.4%となっており、同回答は3年生の保護者では5.3%、4年生の保護者では6.7%、6年生の保護者では13.3%となっています。

▼ヤングケアラーと思われるお子さんの有無〈小学生〉

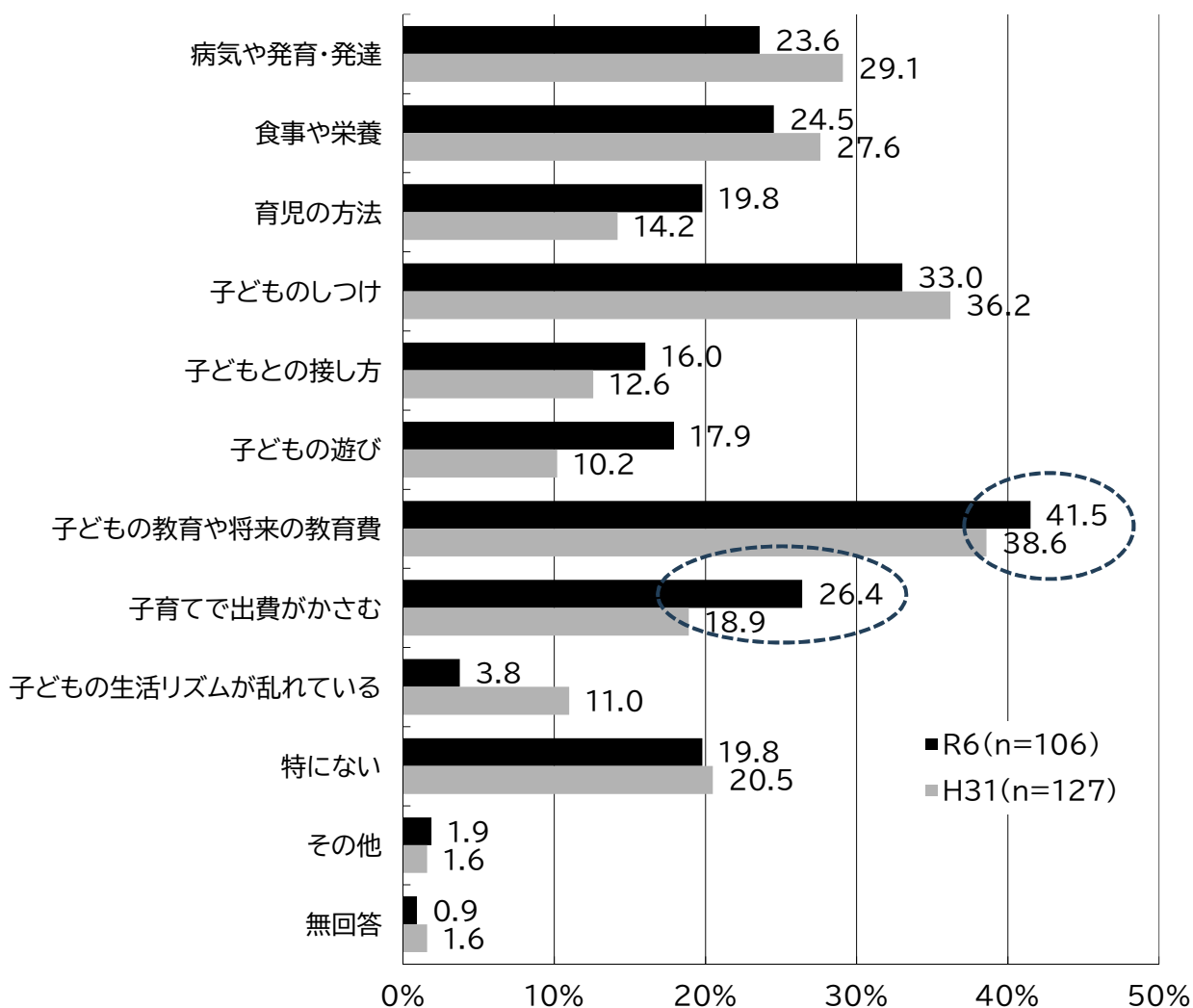


		回答者数 (n=)	家族・親 族にいる	友人・知 人のお子 さんにい る	いない・ わからな い	無回答
全体		119	0.0%	3.4%	93.2%	3.4%
学年	1年生	26	0.0%	0.0%	96.2%	3.8%
	2年生	19	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	3年生	19	0.0%	5.3%	84.2%	10.5%
	4年生	15	0.0%	6.7%	93.3%	0.0%
	5年生	21	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	6年生	15	0.0%	13.3%	80.0%	6.7%

課題5 子育て世帯の経済的負担の軽減

- お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることについては、就学前、小学生ともに、「子どもの教育や将来の教育費」が最も高く、就学前では前回調査（H31）と比べて「子育てで出費がかさむ」（18.9%→26.4%）や「子どもの遊び」（10.2%→17.9%）などの割合が上昇しています。

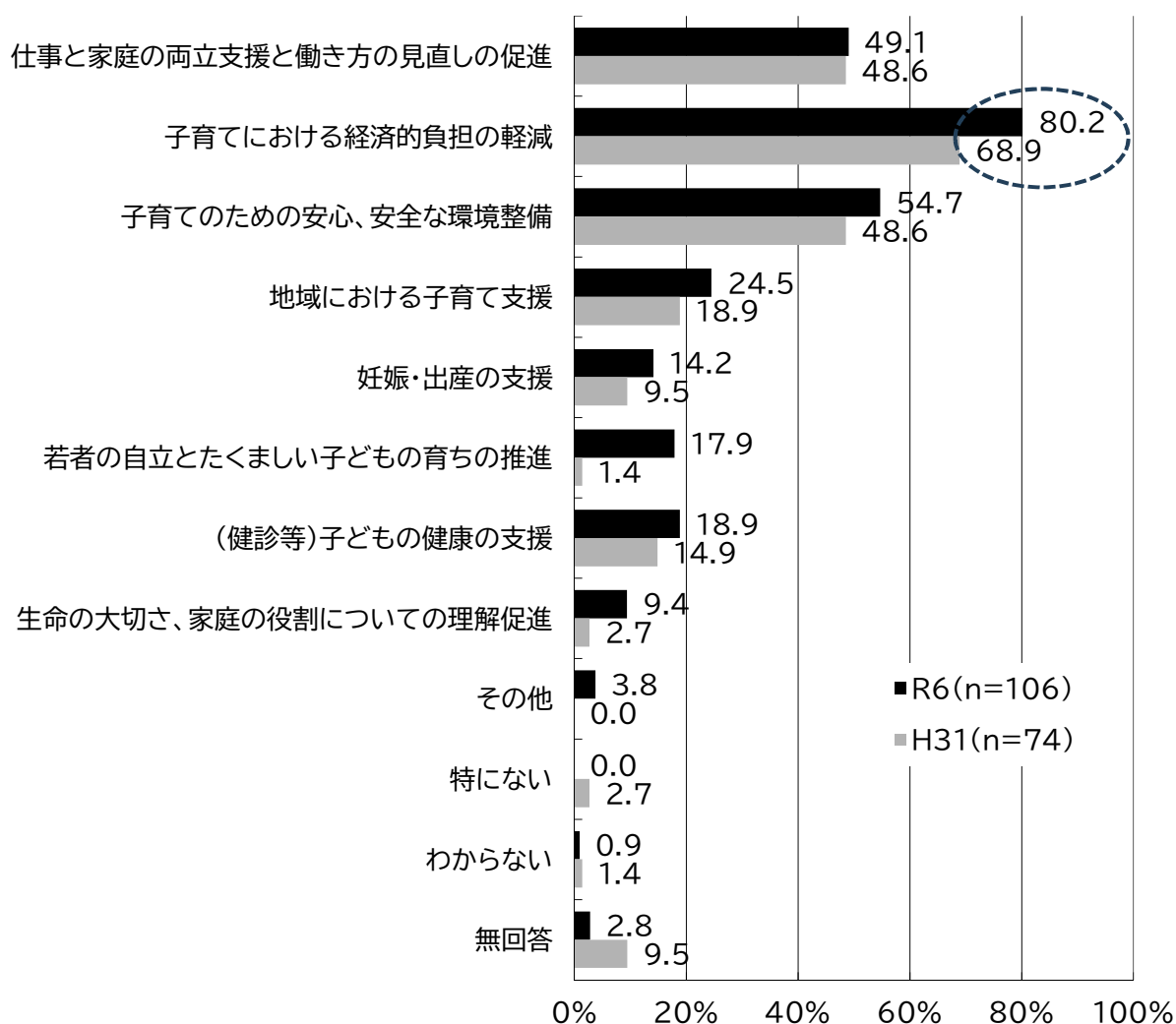
▼お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じること〈就学前〉



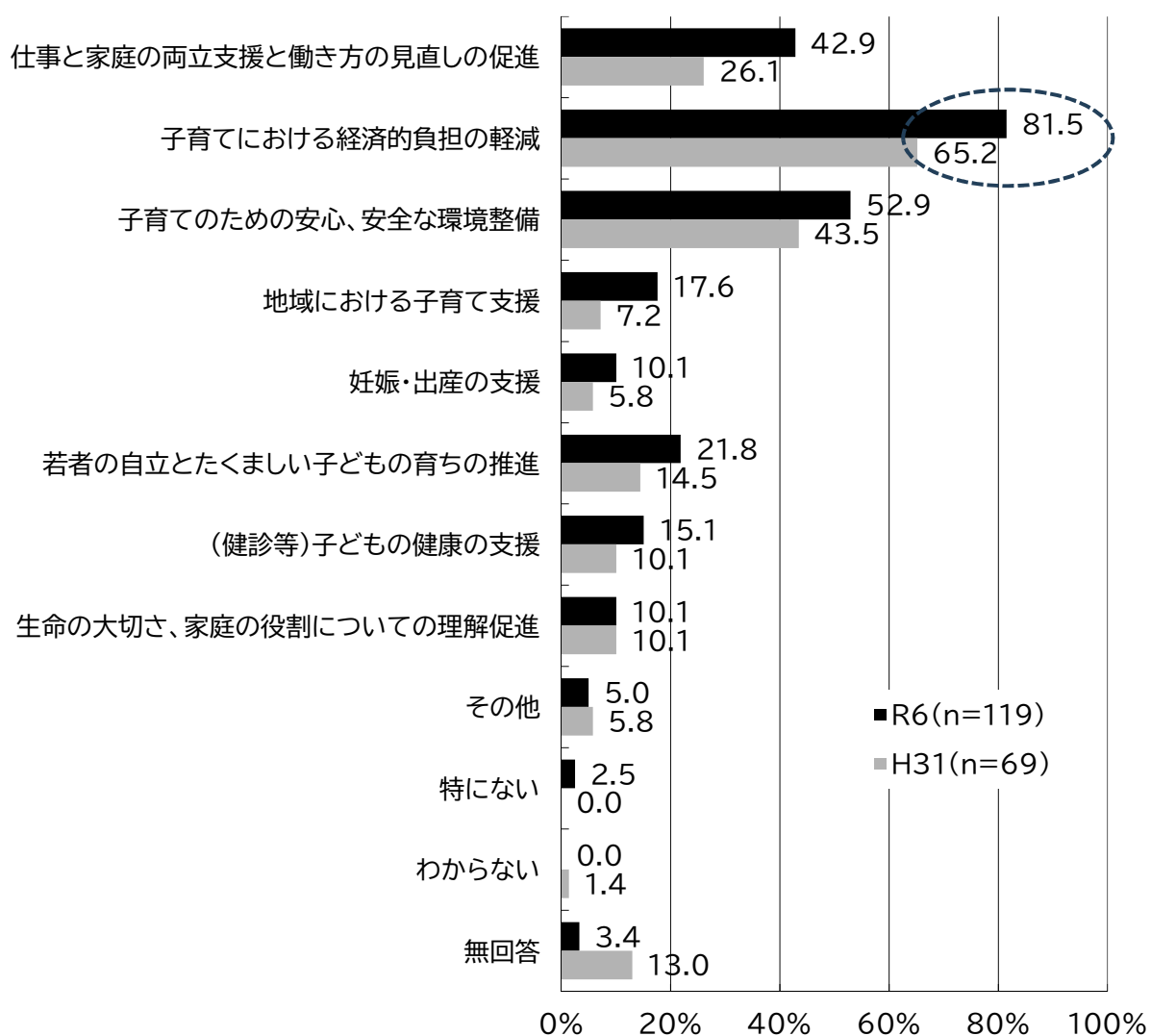
第Ⅰ部 序論

- あなたにとって望ましい子育て支援については、就学前では、前回調査（H31）と比べて「子育てにおける経済的負担の軽減」の割合が上昇（68.9%→80.2%）しています。小学生では、前回調査（H31）と比べて「子育てにおける経済的負担の軽減」（65.2%→81.5%）や「子育てのための安心、安全な環境整備」（43.5%→52.9%）、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」（26.1%→42.9%）の割合が上昇しています。

▼あなたにとって望ましい子育て支援〈就学前〉



▼あなたにとって望ましい子育て支援〈小学生〉



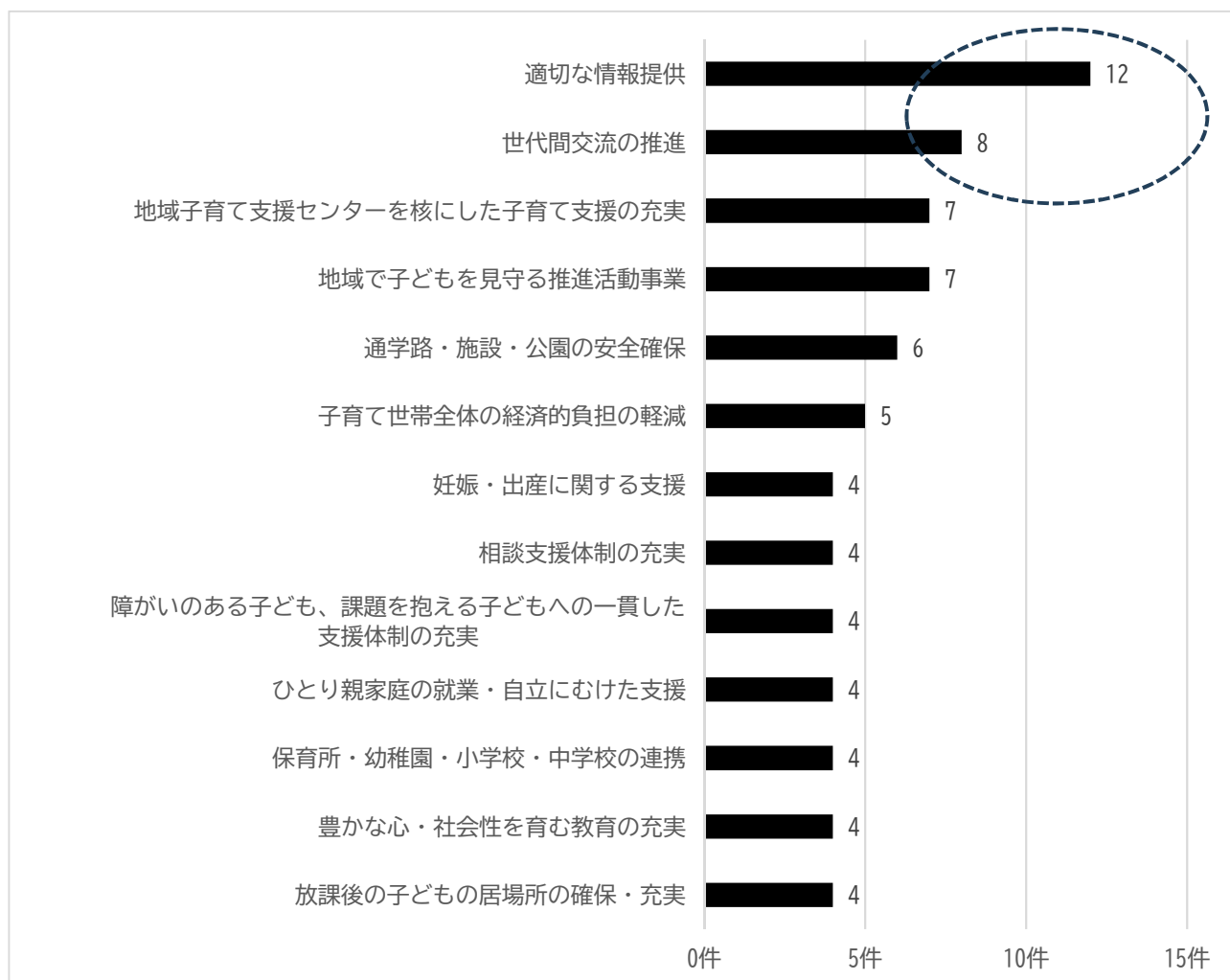
7. 関係団体ヒアリング

(1) 調査の対象

民生委員児童委員 18 名及び子育てサークル 2 団体から意見をいただきました。

(2) 課題となっている施策や今後、町として取組を強化すべき施策

「適切な情報提供」と「世代間交流の推進」に関する意見が比較的多く寄せられており、様々な子育て支援があるのに情報が行き届いていないのではないか、また、異年齢や世代間の交流機会が減っているのではないかという問題意識を反映した結果と考えられます。



8. 第2期計画の進捗・達成状況

本町では、令和2年度から令和6年度までの5年間の「第2期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

本計画における基本目標ごとの取組の状況については、以下のとおりです。

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【第2期計画 基本施策等】

1 母子の健康づくり支援

- (1) 妊娠・出産に関する支援
- (2) 子どもの健康推進
- (3) 食育や思春期保健対策の推進

2 適切な育児情報の提供・相談体制の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 適切な情報提供

【町の取組】

- 妊娠期から面談や訪問により関係を築き、産後も切れ目なく個人に応じた支援を関係機関とも連携し、個々のタイミングに合わせて行うことができました。
- 育児や子どもの発育に関する相談のみに留まらず、母親自身の健康管理や育児環境の問題など、子育てに係わる相談に幅広く対応しました。
- 全ての対象世帯に対し、適切に情報提供をするとともに、必要なフォローに繋げることができました。
- 6か月児から15歳までの新型コロナウイルスワクチン接種についても、児童や保護者の事情に柔軟に対応した接種体制を整えることができました。
- 令和4年度は3回「食育広場」を実施し、令和5年度は3回「食育広場」と1回「親子クッキング」を実施しました。令和4～6年度は年1回、小学生を対象とした「食育教室」を実施しました。
- みんなで食べよう！ふれあい給食開催事業について、コロナ禍前は実施できていたものの、コロナ禍で中止となつてからは事業の見直しを行い実施しました。また、「うじたわらの日」学校給食ふれあい事業について、町特産物を学校給食へ利用したことにより、住民等の地産地消に対する理解の促進や、地元農産物の信頼向上等が図れました。
- 町広報紙やHPでの周知のほか、健診時や来庁時などに、不安や困りごとを丁寧に聞き、必要な相談業務につなげることができました。また、相談後も定期的に様子をうかがうなど、きめ細やかな対応に努めました。教育相談については、スクールカウンセラーが小・中学生保護者の心配事相談の対応に努めました。
- 子育て世帯の孤立を防ぐため、子育て支援センターによる家庭訪問（ポスティング）などで関係づくりに努めました。寄り添った支援や情報提供を行うことができました。

【課題】

- 妊娠・出産から子育てまで、母子の心身の健康への切れ目のない伴走型支援
- 相談支援や情報提供の強化

基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

【第2期計画 基本施策等】

- 1 悩みや不安を抱える子どもへの支援
 - (1) 学校教育の場における、心に関する子どもの相談・支援
 - (2) 虐待から子どもを守る取組の連携強化
- 2 障がいなどにより特別なニーズをもつ子どもへの支援
 - (1) 一貫した支援体制の充実
 - (2) 外国につながる子どもたちへの支援
- 3 子育て家庭への支援
 - (1) 子育て世帯全体の経済的負担の軽減
 - (2) ひとり親家庭への経済的支援
 - (3) ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援

【町の取組】

- スクールソーシャルワーカーを軸に、学校以外の関係機関との連携も密にすることで、様々な支援にもつなげることができました。
- 要保護・要支援児童だけでなく、母子保健と連携し妊娠期からの支援を行うとともに、学校や保育所、地域などにおける気になる児童や家庭についての情報共有の場を定期的に設けることで、未然防止や早期発見につながりました。
- 個々の障がいの状態及び発達の過程に応じた課題に配慮した支援を行ったことにより、障がいのある子どもとその保護者が地域の中で安心して暮らしていける一助とすることができました。
- 外国につながる子どもたちへ学校や保育所内だけの支援に留まらず、関係機関が情報共有を行うことにより、必要とする支援につなげていくことができました。
- 高等学校等のバス通学に係る費用の一部を補助するとともに、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助しました。また、対象となる方、必要とされている方に、利用いただけるよう、支給対象となる受給者への周知や申請勧奨等について、遺漏なく行うことができました。また、支給についても遅滞なく行うことができました。
- 手当等の支給対象となる受給者への申請勧奨について、関係機関と連携を図ることにより遺漏なく行うことができました。また、支給についても遅滞なく行うことができました。
- ひとり親家庭福祉推進員への繋ぎやひとり親家庭自立支援センター等の支援機関の紹介を行いました。

【課題】

- 母子保健、学校、関係機関、地域住民の連携強化による要保護児童などの早期発見やきめ細やかな支援
- 障がい児や医療的ケア児、外国につながる子どもと家庭、ひとり親家庭、貧困家庭など、特別な配慮や支援を必要とする子どもや家庭に対する支援のための体制の充実

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

【第2期計画 基本施策等】

1 生きる力を育む教育環境の充実

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 教育・保育環境の整備
- (3) 保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携

2 子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実

- (1) 豊かな心・社会性を育む教育の充実
- (2) 健康な体をつくる教育の充実
- (3) 子ども向けプログラム活動者の発掘・育成

3 子どもの居場所づくり

- (1) 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

【町の取組】

- 小中一貫教育推進事業として、適宜町内3小中学校で様々な教育的課題について研修を行いました。学力充実事業として、家庭学習の一助としてオンライン家庭学習を実施しました。また、教職員を対象に授業力向上の研修を実施しました。英語力向上推進事業として、中学校の英検受検全額補助を行い、寺小屋「うじたわら学び塾」運営事業として、通年で魅力的な講座を複数実施しました。
- 学校施設環境整備事業として、小中学校の教育環境向上のため施設や設備を整備しました。学校図書室連携事業として、町立図書館と連携して読書活動の推進に努めました。保育所安心安全対策事業として、毎月施設安全点検・遊具点検を行い、安心安全な環境で保育が行えるよう努めました。また、送迎の時間帯に安全巡視員を配置し、児童の安全、不審者対策に努めました。
- 中学校新入生体験授業・部活見学及び中学生の紙芝居読み聞かせ訪問を行いました。SST（ソーシャルスキル・トレーニング）をはじめ1年を通してのカリキュラムを実践することで、スムーズな就学に繋げることができました。保育所等による小学校接続プログラムでは、保育所へのALTの派遣を行いました。
- 学校と京都大学との連携事業として、宇宙を知ろう体験プロジェクトを実施しました。
- 保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業について、保育所において、専門家による体育教室の実施や、サーキット運動遊具の導入による運動能力の向上が見られ、就学へつなげることができ、ニュースポーツによる多世代・障がい者との交流促進及び子ども会活動・スポーツ団体などの充実については、多くの世代を対象にスポーツ活動が行えました。
- 読書活動ボランティア養成講座は実施できなかったものの、ボランティア間の情報共有や交流の機会を提供することにより、協力者の増加が見られました。
- 放課後子ども教室推進事業については、令和5年度は4年ぶりに通常通りの事業を実施でき、新しいボランティアも加入し、充実した事業を実施できました。
- 放課後児童健全育成事業については、児童の安心・安全を確保し、仕事を持つ保護者を支援しました。

【課題】

- 学力向上のための事業の充実を図るとともに、様々な体験活動の推進
- 地域住民に対して、教育活動についての周知とともに、参加・協力の促進

基本目標4 全ての子育て家庭を支援する仕組みづくり

【第2期計画 基本施策等】

1 多様な子育て支援サービスの充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

2 仕事と子育ての両立支援

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(2) 男女が協力し合う家庭づくり

【町の取組】

- 各家庭の抱える課題に対応できるよう、様々なサービスの実施体制を整えるとともに、対象者に対する情報発信を積極的に行いました。
- 多様化する家族形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスを提供することができました。
- 仕事と家事分担の重要性や育児休業取得などについての意識啓発を図りました。

【課題】

- 常に変化する子育て家庭の状況把握とともに、「一時保育利用券」の配布等、ニーズに対応したサービス提供
- 意識啓発を継続するとともに、事業については男性も参加しやすい開催時間とする等、男女共同参画の推進

基本目標5 地域全体で子育てを支援するまちづくり

【第2期計画 基本施策等】

- 1 安心・安全な生活環境の整備
 - (1) 通学路・施設・公園の安全確保
 - (2) 子どもの主体的な防犯・安全意識の形成
- 2 子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備
 - (1) 地域子育て支援センターを核にした子育て支援の充実
 - (2) 子育て世帯の主体的活動の推進
- 3 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり
 - (1) 世代間交流の推進
 - (2) 中高生ふれあい保育体験
 - (3) 地域で子どもを見守る推進活動事業
 - (4) 子育てネットワークづくり

【町の取組】

- 宇治田原小学校及び西ノ山展望広場に防犯カメラを設置するほか、毎週2回、地域の見守り活動を実施するなど、各事業について概ね計画通り実施できました。
- キッズ防火隊の育成については、京都市防災センターで研修会に参加したほか、区による自主防災訓練や年末警戒に参加しました。
- 地域子育て支援センターにおいて、夏期には保護者や地域の方とペットボトルの風鈴づくりをし、文化ウィークには保護者と共に作品を作り上げるなど保護者の主体的活動につながる支援を行いました。
- 中高生ふれあい保育体験については、身近な人の体験談などを聞くことにより、関心を持ち自分事として考えることができました。また、助産師による講話を通して、中学3年生が命の大切さを学びました。

【課題】

- 町内の各老人クラブや社会福祉協議会等との共催による交流イベントの開催
- 子ども・子育て支援に関わる地域活動において、新たな担い手の発掘及び活動の裾野拡大

第II部 宇治田原町子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1章 子ども・子育てビジョン

1. 計画の基本理念とめざす将来像

本計画は、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」の第3期の計画であり、第2期の取組をさらに発展させる後継的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本町における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子

～未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、
親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、
地域 みんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざす～



2. 計画の基本的な視点

子ども・子育て支援の取組を進めるにあたって、次の3点の基本的視点も第2期計画を継承します。

視点Ⅰ 全ての子どもの健やかな成長を支える

子どもの健やかな成長には、子どもを大切にし、子ども自身が大切にされていると感じられる環境が必要です。子どもの視点に立ち、育ちの状況に見られる個々の発達段階や個性を踏まえ、質の高い子育て環境の確保に努め、全ての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されることにより、子どもたちが『ふるさと宇治田原』を愛し、生き生きとした笑顔があふれ、幸せに育つことができるまちづくりをめざします。

視点Ⅱ 子育てに喜びを実感できる社会の実現

核家族化の進展や兄弟姉妹数の減少、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育て家庭の負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、総合的な子育て支援を推進するとともに、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちづくりをめざします。

視点Ⅲ 社会全体での子育て支援とまちづくりの推進

子どもは社会の宝であり、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるとともに、将来の宇治田原町を支える人材を育成する重要な未来への投資です。子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であり、行政や企業、団体や個人に至るまで、あらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を推進することが大切です。この協働の取組が子育てを核にした「まちづくり」につながります。

3. 計画の基本目標

基本理念、基本的視点を踏まえ、次の5つを基本目標として計画を推進していきます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子の健康保持・増進への取組や、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援など、これから子どもを持つ人も含め、誰もが安心して出産、子育てができるまちづくりをめざします。

基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を防ぐための取組を進めるほか、ひとり親家庭や障がいのある子どもを養育している家庭、経済的に困窮している家庭など、特に支援が必要な家庭に対して、子どもの利益の実現を基本に、関係機関が連携しながら適切な支援体制の構築に努めます。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するための、多様な体験機会の充実や、質の高い教育環境の整備を図ります。

基本目標4 全ての子育て家庭を支援する仕組みづくり

働いている、働いていないにかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭を支援するサービスの充実を図るとともに、利用しやすい提供体制を整えます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、それを実現させるためのきめ細かな保育サービスの提供や、就労環境の改善のための企業への啓発、協働や適切な情報提供の仕組みづくりを図ります。

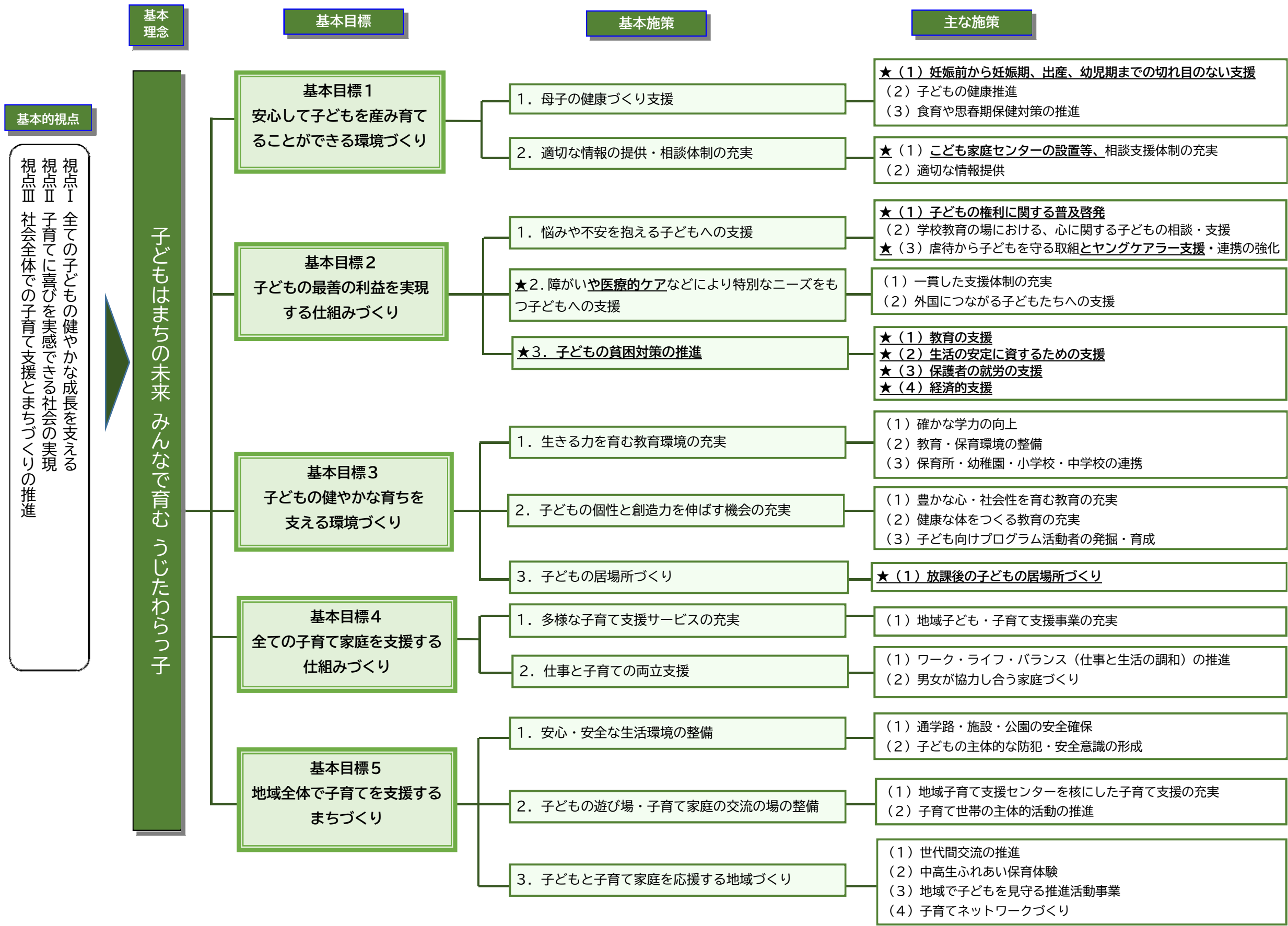
基本目標5 地域全体で子育てを支援するまちづくり

子育て家庭が安心して生活できる環境の整備を図り、子どもと子育て家庭を地域の力で支えるための人材育成やコミュニティづくりの支援など、地域ぐるみで子育てに参画できる、安全で楽しいまちづくりをめざします。

4. 施策の体系

基本理念の実現をめざし、施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。

★は、国の方向性等を踏まえて、新たな施策を盛り込むもの
や取組の強化を図るもの



第2章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

1. 母子の健康づくり支援

施策の方向性

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制を整備するとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や各種事業の充実を図ります。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援

安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取組など、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。

また、新設する「こども家庭センター」を中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供します。

【個別事業】

こども家庭センター〈新規〉、妊婦等包括相談支援事業〈新規〉、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費用の助成、不妊治療費の助成、産後ケア事業、ハイリスク妊婦訪問の実施、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育訪問事業の実施、出産・子育て応援事業

(2) 子どもの健康推進

子どもの発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点とともに、悩みを抱える保護者等の早期発見と早期支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、乳幼児健康診査等を実施します。

【個別事業】

乳幼児健康診査の実施、乳幼児歯科検診の実施、予防接種事業の実施

(3) 食育や思春期保健対策の推進

子どもの発育にとって大きな影響を及ぼす「食」の大切さを周知するため、学校給食を通じた食育とともに、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。また、子どもから大人への転換期である思春期の子どもたちの心と身体の健康を維持するために、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を推進します。

【個別事業】

食育推進による健全な発達支援、「うじたわらの日」学校給食推進事業、思春期保健（健康教育・性教育）

2. 適切な情報の提供・相談体制の充実

施策の方向性

子ども・子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るため、情報提供・相談体制の充実を図ります。

(1) こども家庭センターの設置等、相談支援体制の充実

子ども家庭センターを新設し、妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ、情報提供等を行うとともに、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等の実施や関係機関との連携調整を行います。

【個別事業】

こども家庭センター〈新規〉、妊婦等包括相談支援事業〈新規〉、授乳育児相談、発達相談、教育相談、家庭支援カウンセリング事業、健診時の相談

(2) 適切な情報提供

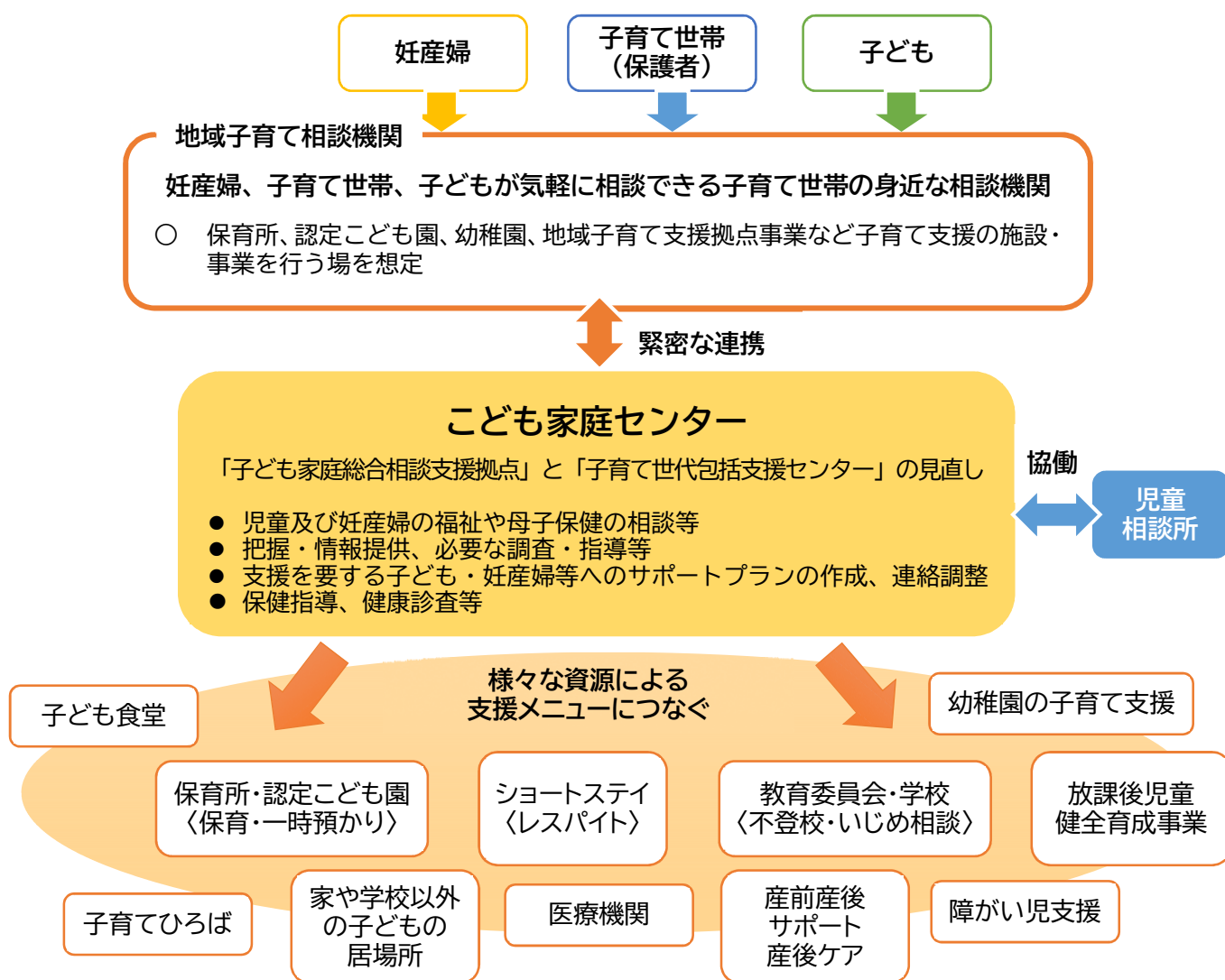
こども家庭センターや子育て支援センターにおいて、子ども・子育てに関して気軽に相談できる身近な場として、子どもやその保護者、妊婦やその家族に対し関係づくりに努めます。

また、妊婦等包括相談支援事業による面談や子育て支援センターによる家庭訪問等を通じて、子育てに係る施設や事業について、子どもの成長や親の関心に合わせた総合的な育児情報の提供に努めます。

【個別事業】

こども家庭センター〈新規〉、妊婦等包括相談支援事業〈新規〉、利用者支援事業

■こども家庭センター〈新規〉の概要



出典：令和5年8月3日(木)令和5年度保健師中央会議資料4〈こども家庭庁支援局虐待防止対策課〉

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況（こども家庭庁）をもとに作成

基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

1. 悩みや不安を抱える子どもへの支援

施策の方向性

子どもが権利の主体であることの普及啓発を図るほか、子どもたちが抱える問題に対し、一人ひとりに応じた適切な支援の手が届くよう、子どもたちがいつでも相談できる窓口があることを周知していくとともに、関係機関との連携を強化し早期発見・早期解決に努めます。

(1) 子どもの権利に関する普及啓発

全ての子どもが生命・生存・発達を保障されること、子どもに関することは、常に、子どもの最善の利益が保障されること、子どもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見を子どもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること、全ての子どもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的扱いを受けることがないようにすること、これらのことを地域全体で共有するための普及啓発に努めます。

また、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心や思いやりの心を育むことを目的に、人権の花運動を実施します。

子どもの人権を守るために、教職員に対する研修機会等を充実し、あらゆる機会をとらえて子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めます。

【個別事業】

子どもの権利条約やこども基本法の広報等を通じた周知（新規）、人権の花運動、教職員に対する人権研修

(2) 学校教育の場における、心に関する子どもの相談・支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを通じて、相談体制の充実を図ります。

また、虐待やいじめなど子どもが悩みや不安をいつでも相談できる窓口があることを知らせることにより、子どもや保護者からのSOSを早い段階で把握するとともに、子どもたちに対して、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を推進することで、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

【個別事業】

スクールカウンセラーの配置、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）の配置

(3) 虐待から子どもを守る取組とヤングケアラー支援・連携の強化

児童虐待などにより、特に保護・支援を必要とする状況にある児童に対し、早期発見、迅速な対応、支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関が連携し、一人ひとりに応じた適切な支援・指導を進めます。

また、新設するこども家庭センターが相談窓口となり、ヤングケアラーの把握と支援に向けた関係機関の連携強化を図ります。

【個別事業】

定期的なケース会議の開催、要保護児童対策地域協議会事務局と学校との連絡会の開催、こども家庭センター〈新規〉

2. 障がいや医療的ケアなどにより特別なニーズをもつ子どもへの支援

施策の方向性

障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、課題を抱える子どもたちに対し、一人ひとりに応じた適切かつ切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

(1) 一貫した支援体制の充実

障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子ども、発達に課題を抱える子どもたちに対し、一人ひとりの課題に配慮した適切な教育・保育が行われるよう、就学前から卒業までのライフステージを横断した切れ目のない支援を進めていきます。

また、障がい等の有無に関わらず全ての子どもが共に成長できるよう、保育所や放課後児童健全育成事業での障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）に努めます。

【個別事業】

療育教室・親子教室運営事業、ペアレントトレーニング事業、特別支援教育充実事業、通級指導教室運営事業、福祉医療費（重度心身障がい児医療費）支給事業、加配保育士の配置

(2) 外国につながる子どもたちへの支援

国際化の進展に伴い、外国につながる子ども（両親が外国人・国際結婚の子ども等）やその保護者に対して、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、関係機関の連携・情報共有による支援を図ります。

【個別事業】

学校や保育所など関係機関とのコミュニケーションに対する支援

3. 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、教育や生活への支援とともに、保護者への就労支援や子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

(1) 教育の支援

全ての子どもが家庭の経済状況で、学校生活が制約されたり、進路が狭まったりすることがないように、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、夢や希望を持ち挑戦できるよう支援に努めます。

【個別事業】

就学援助・奨励事業、英語力向上推進事業

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困状態にある子どもやその保護者が社会的孤立に陥ることがないように、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を行うため、新設することも家庭センターの取組を通じて、家庭に関する情報収集や必要な情報の提供・相談対応、教育・保育施設等の利用にあたっての助言・利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。

【個別事業】

こども家庭センター〈新規〉

(3) 保護者の就労の支援

経済的自立をめざすための就業支援を行うとともに、ひとり親家庭福祉推進員への繋ぎやひとり親家庭自立支援センター等の支援機関等を紹介するなど、家庭内での様々な悩みを相談できる体制を整えます。

【個別事業】

ひとり親家庭福祉推進員など関係機関による相談・支援

(4) 経済的支援

子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、子どもの就学支援についても推進していきます。

また、ひとり親家庭において、保育や日常生活に支障が生じないように、様々な法律等に基づく手当や補助等を組み合わせて、経済的支援を図ります。

【個別事業】

児童手当、子育て支援医療費支給事業、高校生通学費補助、就学援助・奨励事業、児童扶養手当、福祉医療費（ひとり親家庭医療費）支給事業、母子家庭奨学金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、出産・子育て応援事業、幼稚園教育振興事業、修学旅行補助

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

1. 生きる力を育む教育環境の充実

施策の方向性

次代を担う子どもたちが社会の変化の中で主体的に生き抜くために、知識・技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力・問題解決力までも含めた確かな学力を身につけることができるよう、小中一貫教育を推進するとともに、地域において様々な経験をする機会を提供するなど、地域の教育力を活かした地域ぐるみ、町ぐるみの教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

義務教育9年間を見通し、子どもの発達段階に応じて、小中一貫教育の指導方法の良さを活かしながら、きめ細やかで系統的な指導を行うとともに、「うじたわら学び塾」の継続実施・学力向上の取組へのシフトを進め、各学年の習熟度段階での子どもたちの学力の充実・向上へ取り組みます。

【個別事業】

小中一貫教育推進事業、学力充実事業、英語力向上推進事業、寺子屋「うじたわら学び塾」運営事業、A Iドリルで学習の基本・意欲・定着推進事業、先端プログラミング教育推進事業

(2) 教育・保育環境の整備

教育・保育施設の定期的な安全点検を行い、施設整備の充実と有効活用することにより、より質の良い環境になるよう努めます。

【個別事業】

施設維持管理事業、学校図書館連携システム運営事業、保育所安心安全対策事業

(3) 保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携

地域・保護者を含めた交流と情報提供による連携を強化し、相互理解の推進を図り、保育所・幼稚園・小学校・中学校が一体となった教育体制の整備に、より一層努めます。

【個別事業】

中学校新入生体験授業・部活見学、中学生の紙芝居読み聞かせ訪問、保育所等による小学校接続プログラムの実施

2. 子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実

施策の方向性

子どもたちが年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊び、スポーツができるよう、様々な学びや遊びの場等を提供するとともに、仲間との連携や友情を育て、その過程の中で協調性や創造性、また「ふるさと宇治田原」への郷土愛を育むため、各種事業の実施や地域による自主的な活動を支援します。

(1) 豊かな心・社会性を育む教育の充実

地域における各種行事や世代間交流、体験活動を通じて、次代を担う子どもたちが、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心、優しさや思いやりを育てていきます。

また、地域の人材や保護者等の学校教育への積極的な参画と支援を促進します。

【個別事業】

学社連携推進事業の推進、こんにちは赤ちゃん絵本（ファーストブック）事業、宇治田原の環境を生かした自然体験プログラムの充実、「子ども司書」育成事業、茶の里っ子を育む学習事業、社会教育関係団体への支援・育成、豊かな人間性を育む保育所学び事業、学校における地域学習

(2) 健康な体をつくる教育の充実

スポーツ活動等を通じて、社会性を身につけるとともに、成長に応じた身体能力等の向上を図ります。

【個別事業】

保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業、ニュースポーツによる多世代・障がい者との交流促進、子ども会活動・スポーツ団体などの充実

(3) 子ども向けプログラム活動者の発掘・育成

子ども向けプログラムの実施において、活動の支援や協力いただくボランティア人材の発掘のための講座を引き続き開催するとともに、「まちの名人」への登録を促進します。

また、養成講座に参加した人の活躍の場の提供に努めます。

【個別事業】

読書活動ボランティア養成・支援事業、教育活動サポーター発掘・育成

3. 子どもの居場所づくり

施策の方向性

全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動などの機会に接し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「子どもまんなか」な居場所づくりの推進に努めます。

（１）放課後の子どもの居場所づくり

家族の形態が多様化し、ひとり親家庭・核家族での共働き家庭も増加している中、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成施設と放課後子ども教室（まなび茶ろん）の連携を進めていきます。

【個別事業】

放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業

国の放課後児童対策パッケージに基づき、放課後の児童の居場所づくりとして以下の目標等を設定します。

①連携型の放課後児童健全育成施設と放課後子ども教室の目標事業量

2小学校中2か所とも連携型で実施（うち、1か所は校内交流型）

②連携型（「校内交流型」を含む）の推進に関する方策

2小学校中2か所とも整備済み。今後も引き続き実施していきます。

③学校施設の活用

学校関係者と連携し、引き続き放課後子ども教室を、特別教室、体育館等を利用して実施します。

④放課後子ども教室の実施計画

年間8回（6・7月、10～3月） 月1回（水曜日） 午後2時半～4時

放課後の子どもの居場所づくりの推進については、福祉部局と教育委員会が連携し、「子ども・子育て会議」において施策等を調査審議していきます。

基本目標4 全ての子育て家庭を支援する仕組みづくり

1. 多様な子育て支援サービスの充実

施策の方向性

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業について、ニーズに応じた事業の充実や家庭支援のための新規事業の実施を検討します。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加など世帯の変化を踏まえつつ、保護者の就労の有無に関わらない子育て支援サービスの充実とともに、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のないサービスの提供や困りごとを抱える家庭を支援するサービスの充実に努めます。

【個別事業】

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、妊婦等包括相談支援事業〈新規〉、産後ケア事業、乳児等通園支援事業〈こども誰でも通園制度〉〈新規〉

2. 仕事と子育ての両立支援

施策の方向性

男女がともに家庭や社会的な責任を担い、一人一人の能力や個性を発揮するという男女共同参画の視点から、多様な働き方の実現と固定的な性別役割分担意識の是正を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するための支援事業を推進します。

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるように「働き方の見直し」の推進と、労働時間短縮など柔軟な勤務形態の普及に向けて啓発を行います。

また、病児・病後児保育事業をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する各種事業を推進します。

【個別事業】

病児・病後児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

(2) 男女が協力し合う家庭づくり

男女の固定的役割分担意識の是正をめざして、父母が協力した育児を行えるよう支援するとともに、男女がともに育児休業を取得することを促進するため、町ホームページ等による周知や企業などへの働きかけに努めます。

【個別事業】

パパママハッピープロジェクト子育て家庭応援事業、育児休業取得などについての意識啓発

基本目標5 地域全体で子育てを支援するまちづくり

1. 安心・安全な生活環境の整備

施策の方向性

犯罪被害、事故、災害等から子どもの生命を守るため、防犯対策、交通安全対策、防災対策等に取り組みます。

(1) 通学路・施設・公園の安全確保

通学路や公園、子どもたちが利用する施設等の定期的な点検を行うとともに、危険箇所への街灯や安全施設設置に努めます。また、正しい利用ができるよう利用方法等についても指導・見守りを行います。

【個別事業】

PTAによる通学路の安全点検、子ども110番の家の認知促進、見守り安全パトロールの充実、防犯カメラの設置、防犯ステーションの活用、学校安全巡視員の配置

(2) 子どもの主体的な防犯・安全意識の形成

交通安全教室や防災訓練、防犯ステーションでの見守り活動など、学校や地域での活動を通じて、子どもたちの主体的な防犯・安全意識を育成します。

また、自転車の交通安全対策として、交通安全意識の高揚とヘルメットの着用推進を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助し、自転車利用時の交通事故の被害軽減に取り組みます。(令和8年度までの時限措置)

【個別事業】

キッズ防火隊の育成、交通安全教室等の実施、自転車用ヘルメットの購入補助制度〈新規〉

2. 子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備

施策の方向性

少子化や核家族化が進行する中、親子や子ども同士、保護者同士、住民同士が交流する場を提供し、互いに支え合いながら、また、地域が子育て家庭を理解し寄り添うことで、楽しく子育てができるような環境づくりに努めます。

(1) 地域子育て支援センターを核にした子育て支援の充実

地域子育て支援センターが子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流の輪を広げる活動を推進するとともに、育児不安の解消につなげていきます。

また、地域住民との交流を積極的に進める中で、地域ぐるみで子育て家庭を見守る体制づくりに努めます。

【個別事業】

地域子育て支援拠点事業

(2) 子育て世帯の主体的活動の推進

地域子育て支援センターを中心に、各種事業を開催するなど、子育て世帯が自主的な活動を始めるきっかけづくりを行うとともに、活動場所の提供を行い、自主サークルの推進に向けて支援を行います。

【個別事業】

地域子育て支援拠点事業

3. 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

施策の方向性

子育て家庭を見守り支援する行政・事業者・地域によるネットワークづくりを進め、次代の宝である子どもへの認識を再確認し、自然と支え合う意識が育まれるよう環境整備に努めます。

(1) 世代間交流の推進

地域のつながりを大切にし、相互に他の世代を理解し関心を持つことができるよう、情報提供や学習機会の提供などを行い、世代間の交流を推進します。

【個別事業】

町老人クラブとの共催事業、地域子育て支援センター事業への祖父母参加の促進・中学生などのボランティア活動の受け入れ

(2) 中高生ふれあい保育体験

命の大切さや家庭の大切さなどを学び、次代の親として子育てに自覚を持てるよう、学校の授業を通じたふれあい保育体験や保育所の行事への招待など、様々な機会を通じて、保育体験や赤ちゃんとふれあう機会の提供に努めます。

【個別事業】

家庭科での保育所実習、赤ちゃんボランティア参加による「命の授業」の開催

(3) 地域で子どもを見守る推進活動事業

地域ぐるみで子育て家庭を見守る体制をつくっていくことにより、地域の中に顔見知りの人がいるという安心感、地域で子育てを支える基盤づくりに努めます。

【個別事業】

地域で子どもを見守る活動推進事業、ファミリー・サポート・センター事業、「ファミサポ学習会」や「子育ての達人講座」など子育てサポーターのための学習機会について情報提供

(4) 子育てネットワークづくり

「宇治田原町子ども・子育て会議」や「宇治田原町要保護児童対策地域協議会」をはじめ、保育・教育・医療・防犯などに関わる全ての関係者のネットワークづくりを進め、子ども・子育ての現状や町の課題を共有し、関係者が一体となって課題の解消に取り組みます。

第Ⅲ部 子ども・子育て支援事業計画

第1章 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園など）及び地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

また、保育所などの利用にあたっては、「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

▼教育・保育給付認定と利用可能施設等

教育・保育給付認定		対象の家庭	利用可能施設等	概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園（幼稚園部） ● 幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園（保育園部） ● 保育所 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園（保育園部） ● 保育所 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のこと、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

第Ⅲ部 子ども・子育て支援事業計画

また、地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、町の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

第2期計画に未記載の既存事業や国の法改正に基づく新規事業の概要は、以下のとおりです（第2期計画に記載の既存事業の概要は、12・13 ページを参照）。

▼第2期計画に未記載の既存事業や国の法改正に基づく新規事業の概要

事業	事業概要	対象年齢等
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦(夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨)
産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
【新規事業】 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあったり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等

第2章 量の見込みと確保方策

1. 量の見込み等について

子ども・子育て支援事業計画においては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（保育所、幼稚園、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※」を設定し、それに対応する「確保方策※」を定めることになっています。

※「量の見込み」…計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みのことです。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等をめざした、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期のことです。

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号において「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。

市町村は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本町では、第1期計画から町全体を1つの教育・保育提供区域としており、本計画においてもこの設定の考え方を踏襲します。

3. 量の見込み等の推計の考え方

本計画では、次のとおり推計児童人口と各事業の実績から「量の見込み」の推計を行い、「確保方策」を設定します。

- ①各事業の実績から第3期計画期間の利用率（＝ 利用者数÷対象児童人口）を推計
- ②量の見込みを推計　＝　推計児童人口　×　事業の利用率
- ③量の見込みに対する確保方策を設定

4. 推計児童人口

【推計方法】

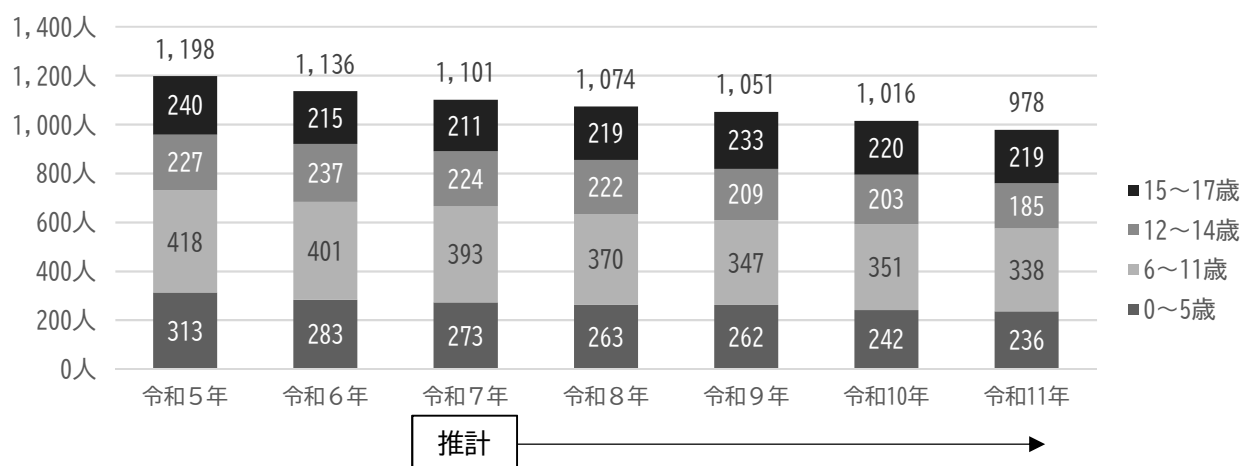
◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性子ども比：平成31年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

児童人口（18歳未満人口）全体では、本計画の期間中に150人以上減少する見通しです。15～17歳（高校生）を除くその他の年齢区分ではいずれも令和6年比で減少する見込みとなっています。

■年齢区分別人口の推計



■各歳別人口等の推計

(単位：人)

	実績		推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	38	32	35	35	34	33	32
1歳	53	41	36	39	38	37	36
2歳	43	57	43	38	42	41	39
3歳	56	43	60	45	39	43	42
4歳	55	54	44	61	47	40	45
5歳	68	56	55	45	62	47	41
6歳	63	70	57	56	46	63	48
7歳	58	61	70	57	56	46	63
8歳	70	58	61	70	57	56	46
9歳	81	69	58	61	70	57	56
10歳	65	79	69	57	60	69	56
11歳	81	64	79	68	58	61	69
12歳	82	80	63	78	68	57	60
13歳	77	80	80	63	78	68	57
14歳	68	77	80	80	63	78	68
15歳	73	65	77	80	80	63	79
16歳	80	71	64	75	78	78	62
17歳	87	79	71	63	75	78	78
就学前	313	283	273	263	262	242	236
小学生	418	401	393	370	347	351	338
低学年	191	189	188	183	159	165	157
高学年	227	212	205	187	188	186	181
中学生	227	237	224	222	209	203	185
高校生	240	215	211	219	233	220	219
児童数合計	1,198	1,136	1,101	1,074	1,051	1,016	978

資料：令和5年・6年は住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

5. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	37	35	30	28
②確保方策（幼稚園等）	70	70	70	70	70
③過不足（②－①）	30	33	35	40	42

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における利用率（1号認定児童数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	119	115	113	101	100
②確保方策（保育所等）	125	125	125	125	125
③過不足（②－①）	6	10	12	24	25

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～6年度における利用率（2号認定児童数／3～5歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策（保育所等）	15	15	15	15	15
③過不足（②－①）	11	11	11	11	11

【1歳】

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	21	20	20	19
②確保方策（保育所等）	25	25	25	25	25
③過不足（②－①）	6	4	5	5	6

【2歳】

（単位：人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	25	28	27	26
②確保方策（保育所等）	35	35	35	35	35
③過不足（②－①）	6	10	7	8	9

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～6年度における利用率（3号認定2歳児童数／2歳人口）の伸びから、計画期間の利用率を推計し、推計2歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

町内幼稚園（1か所）は定員150人、町立保育所（1か所）は定員200人となっており、教育・保育施設の町内での提供量は十分に確保されている状況です。

また、保育所においては、入所希望児童の年齢構成に柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努め、併せて保育の質の向上を図っていきます。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類があります。

本町では、令和6年度現在、子育て支援センター1か所で「基本型」を実施しています。

地域子育て相談機関は、保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関のことです。

単位：実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
② 確保 方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型（旧母子保健型）	1	1	1	1	1
	合計	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

〈新規事業〉地域子育て相談機関

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

利用者支援事業は、現在の「基本型」とともに、児童福祉法に基づき、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として設置が求められている「こども家庭センター」について、「宇治田原町子育て世代包括支援センター」の機能強化を図るかたちでの設置を想定しており、「こども家庭センター型」の機能を加えて、必要な実施体制を見込みます。

また、新規事業の地域子育て相談機関は、国から「中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい」という考え方が示されていることから、中学校区への設置を必要な数として設定しています。

■ 確保方策

「基本型」と「こども家庭センター型」の事業を実施し、地域子育て相談機関や地域の子育て支援サービス等と連携を密にし、子どもと子育て家庭の母子保健や子育て支援サービス等の利用を支援します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。

単位：延利用者数（人回）、か所

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3,749	3,684	3,749	3,651	3,519
②確保方策	延利用者数（人回）	3,749	3,684	3,749	3,651	3,519
	実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和4年度→5年度※における利用率（延利用者数／0～2歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、利用率を推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

※各事業の状況（コロナ禍の令和2年度や3年度は利用実績が極端に少ない等）に応じて、利用率の元となる期間は異なる（以降も同様）

■ 確保方策

子育て支援センター1か所で受け入れを図り、今後も良質かつ適切な子育て支援拠点としての環境づくりや、事業の質の向上に努めます。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	37	37	36	35	34
	延利用回数	416	416	405	394	383
②確保方策		416	416	405	394	383
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における妊娠届出数の割合（妊娠届出数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。また、延利用回数は、令和2年度～6年度における一人当たりの利用回数（延利用回数／妊娠届出数）が今後も継続すると想定し、一人当たりの利用回数を推計妊娠届出数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

京都府医師会・助産師会、大阪府医師会と契約し、契約内容（検査項目等）については府内統一の内容で実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

単位：訪問乳児数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	33	32	31	30
②確保方策	33	33	32	31	30
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における訪問乳児数の割合（訪問乳児数／0歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

保健師や助産師による実施体制を確保します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

単位：訪問児童数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～5年度における訪問児童数の割合（訪問児童数／0～5歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～5歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

保健師や助産師による実施体制を確保します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）※

宇治田原町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 実施方針

関係機関と連携し、専門性の強化、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりに努めます。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行っており、「京都大和の家」(精華町)で実施しています。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度※における延利用者数の割合（延利用者数／0～17歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～17歳人口に乗じて算出しています。

※令和4年度以前は利用実績なし

■ 確保方策

緊急時に利用できるよう、委託先の施設を確保します。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	7	7	7	6
②確保方策	8	7	7	7	6
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／6～11歳人口）が今後も継続すると想定し、推計6～11歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

援助会員の確保に努めるとともに、利用会員となる対象者への事業の周知を図りながら、より利用しやすい援助をめざします。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行っています。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		109	105	103	92	91
②確保方策	一時預かり	109	105	103	92	91
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／1号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計1号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

町内の私立幼稚園1か所において実施します。

【保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		436	428	436	424	409
②確保方策	一時預かり	417	410	417	406	391
	ファミリー・サポート・センター （就学前児童のみ）	19	18	19	18	18
	合計	436	428	436	424	409
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／0～2歳人口）が今後も継続すると想定し、推計0～2歳人口に乗じて算出しています。

■ 確保方策

町立保育所1か所において実施します。（一時預かり）

(10) 時間外保育事業

保育所等で 18 時 30 分以降の受入れを実施しています。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	47	45	45	42	41
②確保方策	47	45	45	42	41
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における実利用者数の割合（実利用者数／2号・3号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

町立保育所1か所において実施します。

(11) 病児・病後児保育事業

宇治徳洲会病院「ひまわりルーム」において病児・病後児型（病気及び病気回復期の子どもを医療機関の病児保育のための専用施設等において一時的に行う保育）を、町立保育所（1か所）において体調不良児型（保育所在園児が保育中に体調不良となった場合に、看護師を配置した保育所内の専用スペースにて行う保育）を実施しています。

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病児・病後児型	2	2	2	2	2
	体調不良児型	452	436	436	402	394
	合計	454	438	438	404	396
②確保方策		454	438	438	404	396
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

令和5年度における延利用者数の割合（延利用者数／2号・3号認定児童数）が今後も継続すると想定し、推計2号・3号認定児童数に乗じて算出しています。

■ 確保方策

病児・病後児型は、緊急時に利用できるよう、医療機関と連携し実施します。

体調不良児型は、町立保育所1か所にて、看護師を配置し、専用スペースにおいて実施します。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

単位：実利用者数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	32	31	26	35	27
	2年生	45	32	31	26	35
	3年生	26	37	26	26	22
	4年生	22	20	28	20	20
	5年生	10	12	10	15	10
	6年生	7	4	5	4	6
	合計	142	136	126	126	120
②確保方策		160	160	160	160	160
③過不足（②－①）		18	24	34	34	40

■ 量の見込みの算出方法

令和2年度～6年度における小学校区ごとの実利用者数の割合（実利用者数／6～11歳人口）の伸びが今後も継続すると想定し、推計6～11歳人口に乗じて算出しています（表内の人数は、2つの小学校区の量の見込みを合計したもの）。

■ 確保方策

2小学校の2か所で実施し、2か所ともに放課後子ども教室との連携型で実施（うち、1か所は校内交流型）します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 実施方針

補助が必要な全ての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と給付に努めます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 実施方針

新規参入等を想定していませんが、必要に応じて実施を検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業※

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	37	37	36	35	34
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	111	111	108	105	102
②確保方策		111	111	108	105	102
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

面談実施合計回数は、推計妊娠届出数に、国標準の面談回数3回を乗じて算出しています。

■ 確保方策

保健師や助産師による実施体制を確保します。

(16) 産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用産婦数	1	1	1	1	1
	延利用産婦数	3	3	3	3	3
②確保方策		3	3	3	3	3
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

産後ケア事業については、町において利用実績がないため、国の調査（令和2年9月産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業 報告書）に基づき、各年度、出生数の4%（3.5%）程度を見込んで推計しました。利用は一人当たり3日と想定しました。

■ 確保方策

助産師等が、産後の悩みや不安等への対応や育児のサポート等を実施します。

(17)〈新規事業〉乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	-	2	2	2	2
	1歳	-	1	1	1	1
	2歳	-	1	1	1	1
	合計	-	4	4	4	4
②確保方策	0歳	-	2	2	2	2
	1歳	-	1	1	1	1
	2歳	-	1	1	1	1
	合計	-	4	4	4	4
③過不足（②－①）		-	0	0	0	0

■ 量の見込みの算出方法

月一人当たり 10 時間を推計0歳6か月～満3歳未満の未就園児に乗じて算出した必要受入時間数に、定員一人月当たりの受入可能時間数 176 時間を除して算出しています。

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、定員通りの受け入れを行えるよう、保育士確保のための取組を進めていきます。

【以降の事業は、ニーズに応じて実施を今後検討する事業】

(18)〈新規事業〉子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

(19)〈新規事業〉児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

(20)〈新規事業〉親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

7. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、今後の人口の推移やニーズ等を踏まえつつ、引き続き検討するとともに、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含む全ての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取組の推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 保幼小の連携に係る取組

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前の子どもなどに係る施策との緊密な連携を図ります。

また、保幼小の接続プログラムにより、保育所等で小学校の生活スタイルを取り込むことや、小学校のプレ授業に参加することなど、スムーズな小学校生活への移行をめざした取組を継続します。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第3章 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取組が必要とされ、そのためにも、本行動計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

1. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組めます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報紙や町ホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報については、広報紙やインターネットの活用、パンフレットなどの作成・配布、関係諸団体などによる働きかけなどの協力を通じて、きめ細かい周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や府との連携

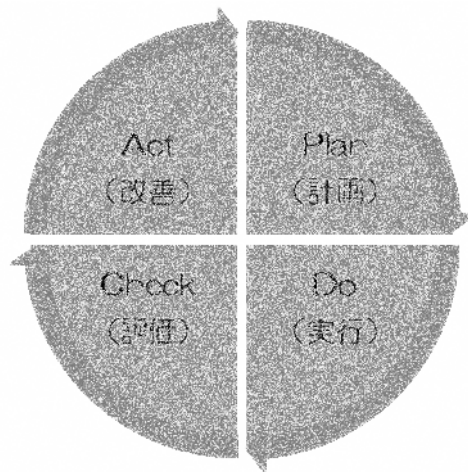
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や府と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 計画の評価・確認など

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「宇治田原町子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



3. こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や都道府県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本町は、本計画の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定を行います。

資料編

宇治田原町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 15 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、宇治田原町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法によりその権限に属するものとされた次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育又は保育分野の関係者
- (3) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月27日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

宇治田原町子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
委 員	有田 裕	綴喜医師会宇治田原班 班長
委 員	須知 和彦	宇治田原町区長会 銘城台区長
委 員	辻井 明子	宇治田原町民生児童委員協議会 主任児童委員
委 員	楳木 健二	宇治田原町社会福祉協議会 会長
会 長	志藤 修史	大谷大学 コミュニティデザイン学科 教授
副会長	林 恵子	宇治田原町地域子育て支援センター運営委員会委員長 震災ボランティア子育てサークル「ママ's アクション」代表
委 員	本田 奈希	うぐいす宇治田原幼稚園 主任
委 員	村山 宏子	宇治田原町立保育所保護者会 会長
委 員	芦田 浩章	宇治田原町維孝館学園 副代表（宇治田原小学校校長）
委 員	兼重 亜由美	京都府ひとり親家庭福祉推進員

宇治田原町子ども・子育て会議の開催状況

年	月	日	会議等	内容
令和5年	9	11	令和5年度 第1回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 令和4年度計画の進捗状況について - 令和4年度子ども・子育て支援施策について
	12	15	令和5年度 第2回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 令和4年度子ども・子育て支援施策に対する意見について - ニーズ調査について
令和6年	3	1 ～ 18	子ども・子育て支援 に関するニーズ調査	- 就学前児童の保護者調査（配布251票、回収106票、回収率42.2%） - 小学生の保護者調査（配布317票、回収119票、回収率37.5%）
	3	25	令和5年度 第3回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 令和5年度子ども・子育て支援施策に対する意見について - 第3期計画について
	7	5	令和6年度 第1回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 令和5年度子育て支援関連事業の実施状況及び事業評価等について - 第3期計画のニーズ調査報告書及び主なポイントまとめについて - 第3期計画骨子案について
	8		子ども・子育て支援 事業計画策定に向け た関係団体調査	- 民生委員児童委員調査（18名） - 子育てサークル調査（2団体）
	10	11	令和6年度 第2回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 令和5年度子ども・子育て支援施策評価シートについて - 第2期計画の評価まとめ - 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について - 第3期計画策定に向けた関係団体調査結果
	11	22	令和6年度 第3回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- 第3期計画素案について - パブリックコメントについて
	12	16 ～ 20	パブリックコメント	第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画素案の意見募集
令和7年	1	20		
	2	18	令和6年度 第4回 宇治田原町子ども・ 子育て会議	- パブリックコメントの結果と回答案について - 計画案に関する提言の内容について

宇治田原町子ども・子育て会議からの提言書

令和7年2月18日

宇治田原町長 勝 谷 聡 一 様

宇治田原町子ども・子育て会議
会 長 志 藤 修 史

「第3期 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画(案)」について(提言)

当会議では、「第3期 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「計画」という。)の策定に向け、令和5年9月より7回に渡り慎重に協議を進めてまいりました。

この間、計画策定にあたっての基本調査として「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や関係団体へのヒアリング等を実施するとともに、本町の子ども・子育てを取り巻く現状や第2期計画の進捗状況から見られる課題の把握、計画に位置付けるべき具体的な取り組み内容について協議を重ねてまいりました。

また、令和7年1月には、当会議での協議に基づき作成した計画素案に対する「パブリックコメント」を実施することで、広く住民意見の反映に努めております。

このような経過を経て、「第3期宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」(案)の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

この計画(案)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられ、これまで取り組んでまいりました第2期の「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を更に発展させる計画であり、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、環境、経済、まちづくり等の様々な分野にわたり総合的な展開を図るものです。

そして、本計画の基本理念“子どもはまちの未来みんなで育むうじたわらっ子”は、第2期を踏襲した理念であり、引き続き「未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域のみんなで支え、ともに成長できるまちづくりをめざす」こととしております。

この理念の下、地域社会が一体となり、全ての子どもたちの健やかな成長を見守り支え、安心して子どもを産み、子育てに喜びを実感できるまち『ふるさと宇治田原』の実現に向け、子ども・子育て支援を一層充実していくことを期待するところです。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮することを要望いたします。

記

1 子ども・子育てに関する住民のニーズの継続的な把握

本計画の策定にあたり、基礎調査として町内在住の小学生までの子どもがいる全ての世帯を対象とした住民意向調査や子育て支援団体等に対するヒアリングなどにより、実態調査を実施したところである。

今回の住民意向調査では、「気軽に相談できる相談支援体制の強化」や「保護者の就労状況の変化等を踏まえた教育・保育、子育て支援サービスの充実」、「子どもたちの安全で安心な居場所づくり」といった課題が明らかとなり、子育て支援団体等に対するヒアリングでは、「適切な情報提供」と「世代間交流の推進」に関する意見が比較的多く寄せられ、これらの課題等に対応する施策が計画に盛り込まれている。

また、第3期は、児童福祉法の一部改正による「こども家庭センター」の設置のほか、子ども・子育て支援法等の一部改正による「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設など、町として新たな施策・事業に取り組むことが求められている。

このようなことから、第3期計画策定後においても、子育て世帯の保護者や子育て支援団体等から町の施策・事業等に対する意見を聴く機会を設けるほか、こども基本法において「子どもの意見を表明する機会の確保」と「子どもの意見の反映」が規定されたことを踏まえ、子ども本人からの意見聴取とその意見反映に係る取組を推進するように努められたい。

2 地域社会全体による計画の推進

本計画の推進にあたっては、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいや医療的ケアなどにより特別なニーズをもつ子どもへの支援、子どもの貧困の解消など、子どもや家庭を取り巻く問題・課題が複雑化・複合化する中で、公共・民間を問わず関係機関や団体等が相互に連携・協働し、子ども・子育て支援に取り組むことが不可欠となっている。

また、本計画は幅広い分野を含む計画であり、本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課の緊密な連携体制が求められる。

このようなことから、福祉・教育・保健等行政各部署の緊密な連携はもとより、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが連携・協働し、それぞれの役割を果たすことで、子どもと子育て家庭を応援する地域づくりの更なる推進を図られたい。

3 計画の確実な進行・管理と必要な見直し

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の目標事業量を設定しているものである。

計画の進捗状況については、需要と供給のバランスを点検・評価し、必要に応じて見込み量及び確保の内容の見直しを行うことを求めたい。

また、こども基本法に基づき、市町村には子ども・若者や子育て当事者を対象とした包括的な視点から総合的な支援施策を推進することが求められていることから、同法律に基づく「市町村こども計画」の策定も視野に入れ、必要な見直しを実施されたい。

用語解説

【あ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・育児休業

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。

・医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

・インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定。

・ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態のこと。

・「うじたわらの日」学校給食ふれあい事業

宇治田原町の行事や記念となるべき日を「うじたわらの日」と位置付け、地元産の食材を使用した学校給食を提供する。

・A Iドリルで学習の基本・意欲・定着推進事業

町内小中学校の児童生徒の自主的・積極的な学びを応援するため、全てのタブレット端末にA Iドリル（教材にA Iを導入し、児童生徒の理解度に応じて復習問題を反復、または自動選択で表示する等の機能を持たせたもの）を導入する。

・英語力向上推進事業

生徒の英語への意識向上と英語活用能力の向上のため、英語検定を実施。中学校卒業までに3級合格を目指し、意欲を持って検定試験に臨むことにより、日々の学習意欲を高め、英語学力の向上と全ての教科学習への意欲を高めるきっかけとする。

【か行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・学力充実事業

各種学力診断テストの実施結果を分析し、現状の課題を見出し指導計画の改善に努めるとともに、テスト結果からわかる児童生徒一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細かい指導を実施し、児童生徒全員の学力の充実・向上を図る。

・家庭支援カウンセリング事業

専門家による育児不安の相談や指導を行う。

・家庭的保育事業

保育者が、自宅に保育スペースを設置して、満3歳までの児童を少人数で家庭的な雰囲気を大切にしながら保育を行う保育事業。

・加配保育士

担任保育士・教諭の配慮に加え、さらに支援を要する場合に、担任保育士等に加えて配置する職員のこと。

- ・キッズ防火隊
地域ごとに組織されている子どもの防火・防災組織。研修会や訓練への参加など、防火・防災の意識や知識を高める取組みを行っている。
- ・合計特殊出生率
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- ・高校生通学費補助
高校等に通学する生徒の保護者（中学校卒業後3年間）を対象に、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校等（専修学校及び各種学校）の通学に係る費用の一部の補助を行う。
- ・子育て支援医療費支給事業
高校生等までの保護者に対する医療費の助成。外来・入院とも、医療保険各法の規定により医療を受けた場合の医療機関に支払う額から、一部負担を控除した額を助成。
- ・子育て世代包括支援センター
主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する（令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）。
- ・子育てのための施設等利用給付
子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと。
- ・こども家庭センター
児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子どもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口。
- ・子ども家庭総合支援拠点
子どもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口（令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）。
- ・こども家庭庁
「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までの子どもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和5年4月に発足。
- ・こども基本法
子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。

- ・子ども・子育て支援法

全ての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの。

- ・「子ども司書」

小学校の図書委員などが図書の専門的知識を習得し、学校図書室の充実等の担い手であり、また読書の楽しさを広めるリーダーとしての役割を担う。

- ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和3年12月21日に閣議決定され、子ども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの。

- ・こども大綱

令和5年12月22日に閣議決定され、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。

- ・子どもの権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

- ・こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定されている。

- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に、令和6年9月25日に施行された法律。

- ・こども110番の家

子どもたちが登下校時や公園などで身の危険を感じたときに、安心して避難できる場所として、地域の民家・商店・事業所などの自主的な協力の下、子どもたちを安全に保護し、110番通報などをするために設置されたもの。

- ・こどもまんなか社会

全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

- ・ こども未来戦略

令和5年12月22日に閣議決定され、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したもの。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法

こども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成22年4月1日に施行された法律。

- ・ こんにちは赤ちゃん絵本（ファーストブック）事業

乳幼児をもつ親が子育てをしやすい環境をつくれるよう、読み聞かせとファーストブックのプレゼントを行う。絵本を介して親子が心ふれあうひとときをもつきっかけをつくるとともに、絵本を開く楽しさを体験してもらう。

【さ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画。

- ・ 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

- ・ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。その後、法改正に基づき、法律の有効期限が令和7年3月まで延長され、さらに令和17年3月31日まで再延長となった。

- ・ 市町村こども計画

こども基本法第10条第2項に基づき市町村が策定する、子ども施策を総合的に推進することを目的とする計画。

- ・ 自転車用ヘルメットの購入補助制度

自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車利用時の交通事故による被害の軽減を図るため、自転車を利用する幼児、小学生及び中学生（以下「ヘルメット使用者」）が使用する自転車用ヘルメットの購入費用を補助する制度（受付期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）。

- ・ 児童扶養手当

父（母）のいない家庭の児童や父（母）が重度障がいの状態にある家庭の生活の安定と自立を促進することを目的として支給される手当。

・ 出産・子育て応援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、一貫して身近で相談に応じる伴奏型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育ての経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援ギフトを支給する。

・ 人権の花運動

学校に配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としたもの。

・ 修学旅行補助

小学校及び中学校が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助する。

・ 就学援助・奨励事業

教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とし、経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対して、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助する。

・ 小中一貫教育推進事業

義務教育9年間を見通して、子どもたちの「育ち」と「学び」を連続的に捉え、継続的で一貫性のある教育を行う。

・ スクールカウンセラー

学校において、子どもの生活上での問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門家。

・ 先端プログラミング教育推進事業

中学校で、近未来に対応できる人材を育成するため、社会課題にリンクするプログラミング学習授業を行う。

・ 総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画。

【た行】

・ 地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。

・ 地域子育て支援センター

育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどの育成・支援、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する。

・ 茶の里っ子を育む学習事業

「日本緑茶発祥の地」である宇治田原町の子どもたちに、お茶に関する学習を実施することによって、町の伝統文化や産業などに関する知識を深め、郷土愛を育む。

・ 通級指導教室

小学校の通常学級等に在籍する言語障がいや発達障がいの特性のある児童に対して、学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、本人の特性に応じた指導及び支援を行う。

- ・寺子屋「うじたわら学び塾」運営事業

教育環境の充実や郷土愛の醸成を図り、宇治田原町独自の地域ぐるみ・町ぐるみによる学びの向上を推進するため、町内在住の教職員退職者や有識者及び次代を担う大学生・高校生を積極的に活用することで、継続的に人がつながっていく学びの場を創出する。

- ・特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、競技スポーツと異なり健康づくりや 社交の場を目的として、生涯を通じ 「いつでも、どこでも、誰でも」 気軽に親しめるスポーツ。

- ・認定こども園

幼児教育、保育及び地域の子育て支援を一体的に行う施設。

【は行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・パパママハッピープロジェクト子育て家庭応援事業

「親が幸せなら子どもも幸せ（パパママハッピー）」という理念のもと、父親・祖父母・地域の方々等、みんなで子育て家庭を応援する事業。

- ・パブリックコメント

行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を住民に公表し、多様な意見を幅広く募集する手続のこと。

- ・ひとり親家庭福祉推進員

母子家庭、父子家庭および寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の相談に当たるとともにひとり親家庭等を対象とした各種事業の情報提供、制度活用への支援を行う。

- ・福祉医療費（重度心身障がい児医療費）支給事業

重い障がいのある方（重度心身障がい者）が保険診療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する事業。

- ・ペアレントトレーニング事業

子育てで悩みや困りごとを抱える保護者や保育士を中心に、行動療法の理論をベースとする知識を学び、子どもの行動の分析や関わり方などの子育て技術を訓練することで、ストレスを軽減しようとするもの

- ・保育コンシェルジュ

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、子育て支援サービスなどについて情報を提供する役割の者。

- ・保育所安心安全対策事業

保育所の子どもたちの安全確保のため、安全巡視員の配置、保育所入口の電気錠化とモニター付インターホンの設置等を実施。

資料編

- ・ 保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業

サーキット運動等により、運動能力アップや自らが挑戦する意欲的な心の育成を図る。

- ・ 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どものたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業。

- ・ 放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省において取りまとめたもの。

- ・ 母子家庭奨学金

母子家庭の母が、お子さんを養育されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給する。

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭および父子家庭の人の自立支援のための貸付制度。

【ま行】

- ・ まちの名人

町や教育委員会、住民グループ等が実施する教室・講座の指導や、活動をサポートする指導者及び活動サポーターのこと。

- ・ まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などさまざまな問題を抱える児童生徒について、学校と家庭や関係機関との連携を図りつつ、児童生徒の立場に立って問題の解決を図る社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家。

【や行】

- ・ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

- ・ 豊かな人間性を育む保育所学び事業

保育所児及びその保護者を対象に思いやりの心を育む場を定期的に提供（人形劇や講演会等実施）。

- ・ 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より導入された3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

- ・ 幼稚園教育振興事業

幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対して入園料及び保育料の軽減を図る。また、園児の健康を増進し、幼稚園教育の振興を図るため、町内に設置された私立幼稚園の園長又は設置者が当該幼稚園に在籍する園児を対象に健康診断を実施する場合に補助を行う。

- ・要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するため平成19年に設置。福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

【ら行】

- ・療育教室・親子教室運営事業

集団生活に適応困難な発達障がい児を早期に発見するとともに、発達課題に応じた適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止する事業。1歳から5歳までの発達支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、自由遊び、親子遊び、課題設定（運動・感覚・感触・製作など）、親ミーティングなどの母子集団指導を実施。

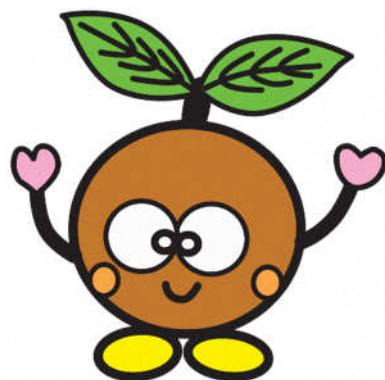
- ・レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などの介助・介護をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにすること。

【わ行】

- ・ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。



第3期宇治田原町 子ども・子育て支援事業計画

発行：宇治田原町 子育て支援課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18-1

電話番号：0774-88-6636

